

# 長与町こども計画

計画期間 令和8年度～令和11年度



令和8年3月  
長崎県 長与町



# 目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の策定方法	6
第2章 こども・若者を取り巻く長与町の状況	8
1 統計数値から見た状況	8
2 長与町の教育・保育施設等	13
3 こどもと保護者の意見	16
4 第2期長与町子ども・子育て支援事業計画の進捗評価	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 計画の方針	38
3 施策の体系	39
第4章 施策の展開	44
<b>基本目標1 ライフステージを通じた「こどもまんなかまちづくり」</b>	
1 こども・若者の権利に関する普及啓発	44
2 遊びや体験活動の推進	44
3 食育の推進	46
4 こども・若者が活躍できる機会づくり	47
5 こどもの貧困対策	47
6 障害のあるこどもへの支援	49
7 こどもへの虐待防止	51
8 ヤングケアラーへの支援	52
9 こども・若者の自殺対策	53
10 こどもの安心・安全の確保	53
11 非行防止と自立支援	54
12 ジェンダーギャップの解消	55
13 こどもを意識したまちづくりの展開	56

## 基本目標2 こどもの誕生前から「幼児期」までの支援

1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	58
2 出産に関する支援等	59
3 産前産後及び子育て期を通じた切れ目のない支援	59
4 こどもの成長と遊びの支援	63

## 基本目標3 一人ひとりの可能性をひらく「学童期・思春期」への支援

1 学校教育の充実	64
2 居場所づくり	65
3 いじめ防止	67
4 必要となる知識の情報提供や教育	67

## 基本目標4 大人へ移行する「青年期」への支援

1 若者にとって魅力ある地域づくり	68
2 結婚を希望する方への支援	68
3 結婚に伴う新生活への支援	69
4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	69

## 基本目標5 子育て家庭を支援する仕組みの充実

1 子育てや教育に関する経済的支援	70
2 地域子ども・子育て支援事業	71
3 家庭教育の推進	74
4 共働き・共育での推進	75
5 ひとり親家庭への支援	76

## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画

1 計画期間におけるこどもの人口推計結果	78
2 教育・保育提供区域	79
3 幼児期における教育・保育	79
4 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	86
5 地域子ども・子育て支援事業	87

## 第6章 計画の推進

1 進行管理・評価	102
2 推進体制	103

資料	104
1 計画策定組織	104
2 計画の策定経過	108



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化も相まって、不登校、いじめ、こどもの自殺、こどもの貧困、ヤングケアラーの問題、さらには子育ての負担感、不安感、孤立感の増加など、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況は深刻化・複雑化しています。そのため、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが必要とされています。

長与町では、「少子化社会対策基本法」や「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」に対応した「長与町子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度（第1期計画）、令和元年度（第2期計画）、令和6年度（第3期計画）に策定し、幼児期における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業をはじめ、さまざまな子育て支援施策を計画的に進めてきました。

一方、国ではこどもや若者、子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和5年4月に施行するとともに、こども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」の発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

こうした状況を踏まえ、令和7年度に策定した「第3期長与町子ども・子育て支援事業計画」を包含した「こども基本法」に基づく「長与町こども計画」を新たに策定し、次代を担うすべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、こどもを産み育てる喜びが実感できる環境の実現を目指します。

### 「こども」と「子ども」の表記について

児童福祉法をはじめ多くの法令では、18歳未満の者を「児童」と定義しており、それと同じ意味で「子ども」という表記が一般的に使われてきました。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

長与町こども計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記することとします。

## こども施策に関する主な国の動向

### <こども基本法の施行> 令和5年4月1日施行

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的とした基本法です。

### <こども大綱の策定> 令和5年12月22日閣議決定

こども基本法を踏まえ、政府が取りまとめたこども政策に関する大綱で、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、『こどもまんなか社会』の実現を目指すものです。

#### ①ライフステージを通じた重要事項

こども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有等	－
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
	こどもまんなかまちづくり
	こども・若者が活躍できる機会づくり
こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
こどもの貧困対策	－
障害児支援・医療的ケア児等への支援	－
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	児童虐待防止対策等のさらなる強化
	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
	ヤングケアラーへの支援
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	こども・若者の自殺対策
	こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
	こども・若者の性犯罪・性暴力対策
	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
	非行防止と自立支援

#### ②ライフステージ別の重要事項

こどもの誕生前から幼児期まで	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 居場所づくり
	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	いじめ防止
	不登校のこどもへの支援
	校則の見直し
	高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	高等教育の修学支援、高等教育の充実
	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### ③子育て当事者への支援に関する重要事項

子育てや教育に関する経済的負担の軽減
地域子育て支援、家庭教育支援
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
ひとり親家庭への支援

#### <こども未来戦略の策定> 令和5年12月22日閣議決定

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指した政府における中長期的な施策の方針です。さらに、今後3年間の集中的な取り組みとして「こども・子育て支援加速化プラン」とともに「こどもまんなか実行計画」が取りまとめられています。

#### <子ども・子育て支援法の施行> 平成27年4月1日施行

子ども・子育て関連3法の施行をはじめ、幼児期の教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度が創設されました。令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」もスタートしています。令和8年4月から始まる「子ども・子育て支援金制度」を踏まえた改正が予定されています。

#### <次世代育成支援対策推進法の施行> 平成17年4月1日施行

少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備するものです。この法律に基づき、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指しています。

#### <こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行> 平成26年1月17日施行

こどもの貧困を解消し、こどもが健やかに成長し、教育の機会均等が保障される社会を目指すものです。国や地方公共団体の責務を明確にし、こどもへの教育支援、保護者への就労支援、経済的な支援などを総合的に推進することを定めています。

#### <子ども・若者育成支援推進法の施行> 平成22年4月1日施行

すべてのこども・若者が健やかに成長し、社会的に自立できるよう支援する施策の基本的な枠組みを定めたものです。家庭、学校、地域などが連携してこども・若者の育成を支援することを目的とし、令和6年の改正では「ヤングケアラー」が初めて法律上の支援対象として明記されました。

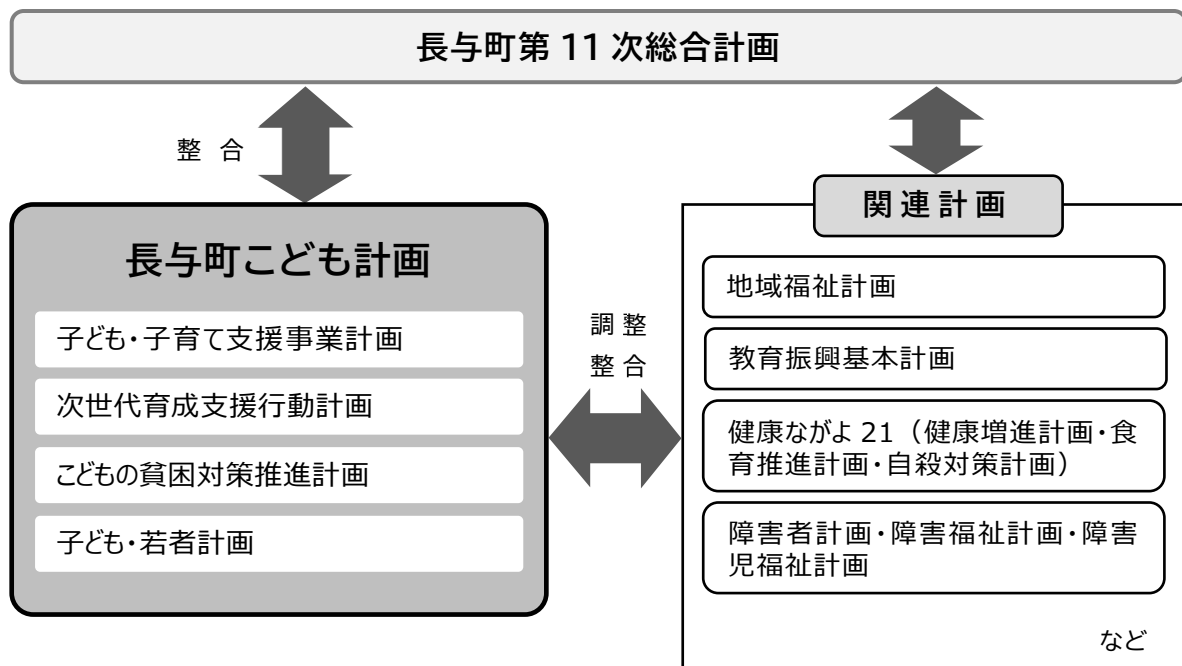
## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠及び他計画等との関係

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけるとともに、同法に基づき国が定める「こども大綱」に基づき、長与町が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにするものです。

また、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」も包含しています。

さらに、まちづくりの最上位計画である「長与町第11次総合計画」をはじめ、健康福祉・教育分野などの関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しました。



### (2) 計画の対象

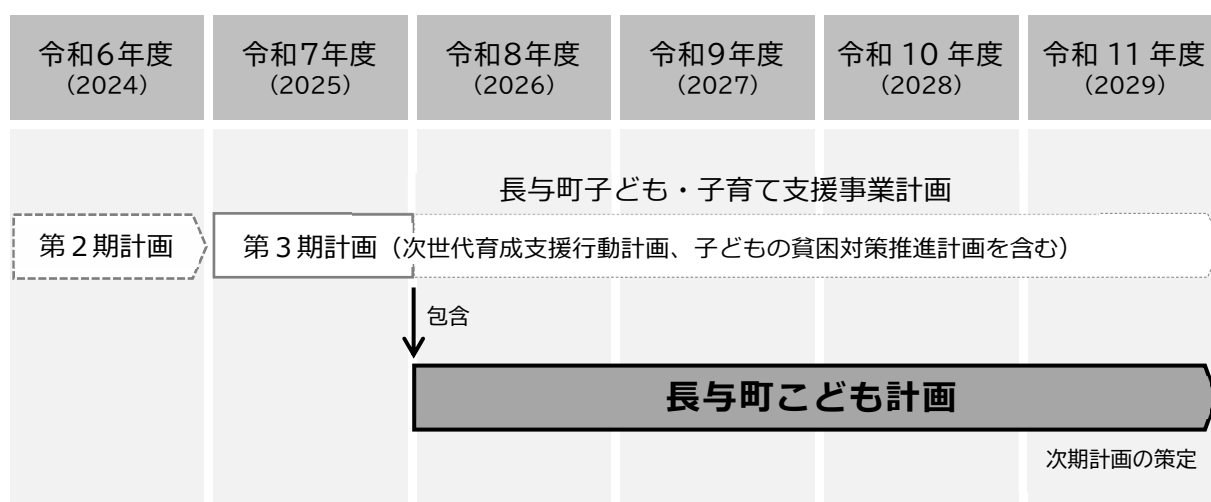
本計画は、本町で暮らす乳幼児期（0歳から小学校就学前）、学童期（小学生）、思春期（中学生から高校生世代）、青年期（18歳から概ね30歳、ポスト青年期も含む）のこども、子育て家庭を主な対象とします。

計画の表記として、これらの対象者を「こども・若者」「子育て家庭」に整理して表現しているところがあります。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法が定める市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行うものとしてします。



### (4) 持続可能な開発目標 (SDGs) への配慮

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

本計画の内容は、SDGsの17のゴールのうち、以下に示すゴールにつながるものです。



### 3 計画の策定方法

#### (1) 長与町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援法第 72 条及びこども基本法第 13 条の規定に基づく「長与町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本町のこどもや若者、子育て家庭の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

#### (2) 庁内の連携

こども施策は、庁内のさまざまな部署が関連します。計画の策定にあたって、教育・保育・健康・福祉をはじめ、各部署で計画内容を調整して取りまとめました。

#### (3) こどもと保護者の意見聴取

##### ①こども・若者 Web アンケート調査

こどもたちが普段感じていることや困っていること、学校生活やほっとできる居場所について、長与町への希望などを把握するため、小学 5～6 年生、中学生、高校生世代を対象としたアンケート調査を実施しました。

	小学 5～6 年生調査	中学生調査	高校生世代調査
調査対象者	町内在住の小学 5～6 年生（町内小学校及び区域外就学者） 全数調査	町内在住の中学生（町内中学校及び区域外就学者） 全数調査	町内在住の 16～19 歳 全数調査
調査方法	Web による回答		
調査時期	令和 7 年 7 月 14 日～8 月 11 日		
対象数	858	1,181	1,567
回答数	268	354	357
回答率	31.2%	30.0%	22.8%

## ②中学生グループインタビュー

中学生が思うまちづくりへの希望を把握するため、町内中学校3校の中学生を対象としたグループインタビューを実施しました。

	内 容
調査対象者	長与中学校、長与第二中学校、高田中学校の生徒会に所属する生徒（各校5～6人）
調査方法	聞き取り調査
調査時期	令和7年9月29日～30日

## ③就学前児童及び小学校児童の保護者へのアンケート調査

乳幼児期における住民の教育・保育事業等の利用状況や今後の利用希望、こどもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、就学前児童と小学校児童を対象とした「長与町の子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査対象者	全数調査（兄弟姉妹等は除く） ※回答は保護者	全数調査（兄弟姉妹等は除く） ※回答は保護者
調査方法	郵送による調査票の配布・回収 （WEB回答もあり）	郵送による調査票の配布・回収 （WEB回答もあり）
調査時期	令和6年3月	令和6年3月
配布数	1,620	1,798
回答数	858	921
回答率	53.0%	51.2%

## （4）パブリックコメントの実施

住民の意見を計画内容に反映させるため、計画素案を広く公表し、令和8年1月下旬から2月中旬にかけてパブリックコメントを実施しました。

# 第2章 こども・若者を取り巻く長与町の状況

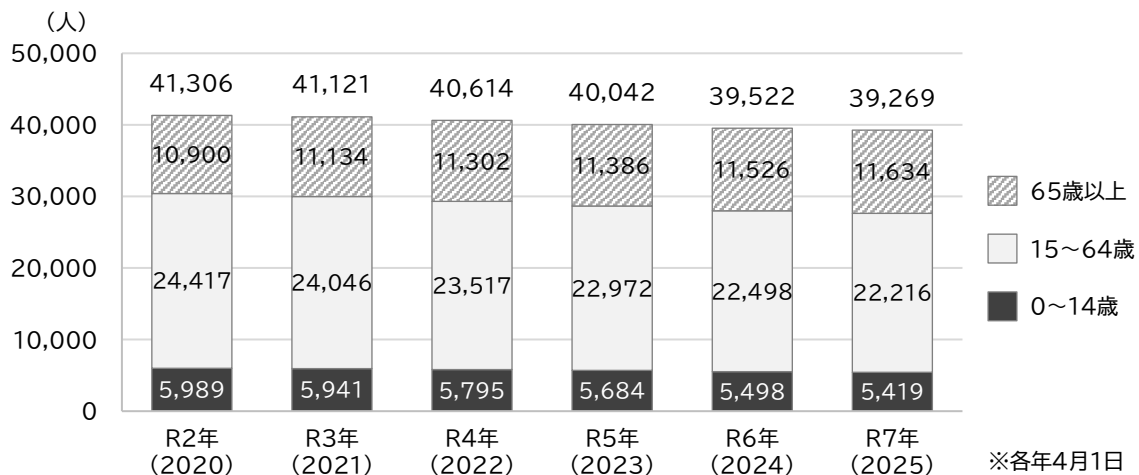
## 1 統計数値から見た状況

### (1) 人口の推移

本町の総人口は、令和7年4月1日現在 39,269 人となっており、微減傾向で推移しています。年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）が減少し、65歳以上（老年人口）が増加するという少子高齢化が進行している状態です。

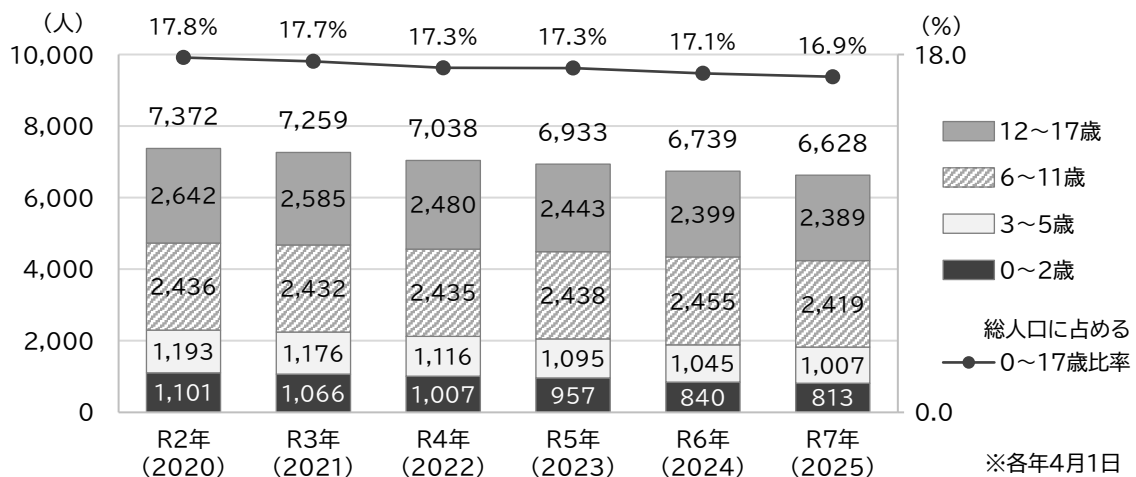
令和7年と令和2年を比べると、0～17歳人口は744人、18～39歳人口は1,303人の減少が見られます。

年齢3区分別人口の推移



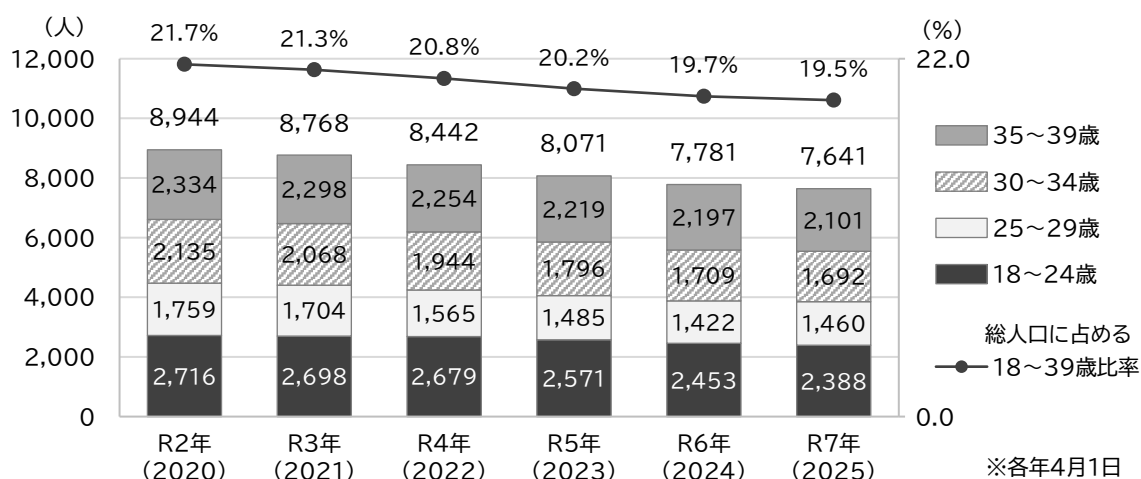
※住民基本台帳(各年4月1日)

0～17歳人口の推移



※住民基本台帳(各年4月1日)

### 18～39歳人口の推移



※住民基本台帳(各年4月1日)

## (2) 世帯数等の推移

18歳未満のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、一般世帯のうち、核家族世帯が全体の89.7%を占めています。この割合が上昇傾向であることから、核家族化の進行が見られます。

ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯の合計）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の10.8%となっています。

### 18歳未満のこどものいる世帯の構成

(単位:世帯)

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	H22年(2010)		H27年(2015)		R2年(2020)	
総数	4,959	100.0%	4,625	100.0%	4,124	100.0%
親族のみ世帯	4,941	99.6%	4,609	99.7%	4,113	99.7%
核家族世帯	4,264	86.0%	4,078	88.2%	3,701	89.7%
夫婦のみの世帯	0	-	0	-	0	-
夫婦とこどもから成る世帯	3,796	76.5%	3,587	77.6%	3,255	78.9%
男親とこどもから成る世帯	38	0.8%	57	1.2%	37	0.9%
女親とこどもから成る世帯	430	8.7%	434	9.4%	409	9.9%
核家族以外の世帯	677	13.7%	531	11.5%	412	10.0%
非親族を含む世帯	12	0.2%	9	0.2%	10	0.2%
単独世帯	6	0.1%	7	0.2%	1	0.0%

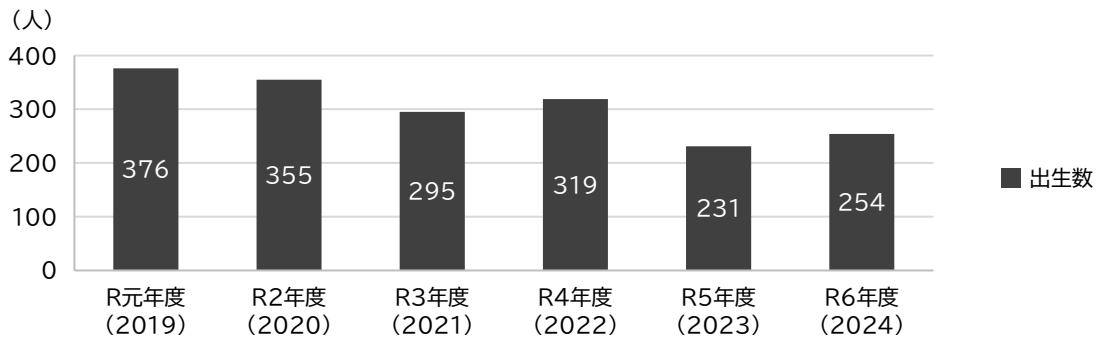
※国勢調査(各年10月1日)

### (3) 出生

本町の出生数は、令和6年度が254人となり、令和元年度と比べると122人減と大幅な減少となっています。

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当）は、全国や長崎県を上回る水準で推移しています。

出生数の推移



※町統計資料

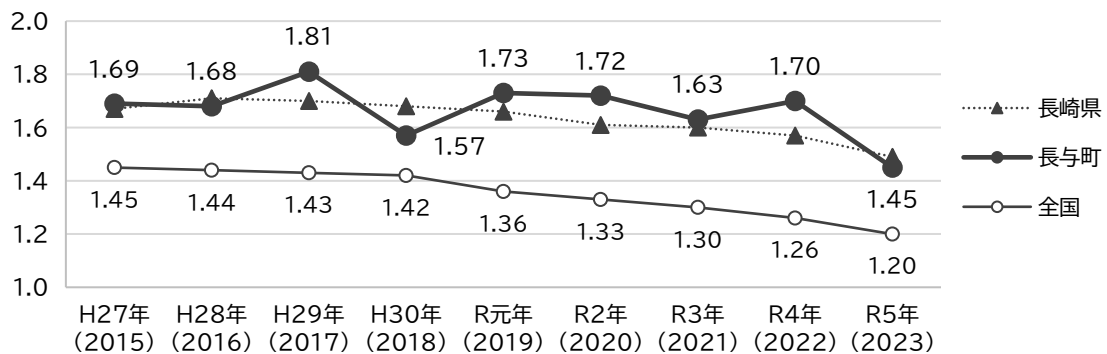
母親年齢区分別出生数

(単位:人)

	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
15～19歳	1	0	2	2	0	0
20～24歳	23	28	12	24	26	12
25～29歳	110	108	91	87	63	80
30～34歳	143	123	123	116	87	83
35～39歳	78	78	55	68	48	55
40～44歳	21	18	11	22	7	24
45～49歳	0	0	1	0	0	0
合計(出生数)	376	355	295	319	231	254

※町統計資料

合計特殊出生率の推移



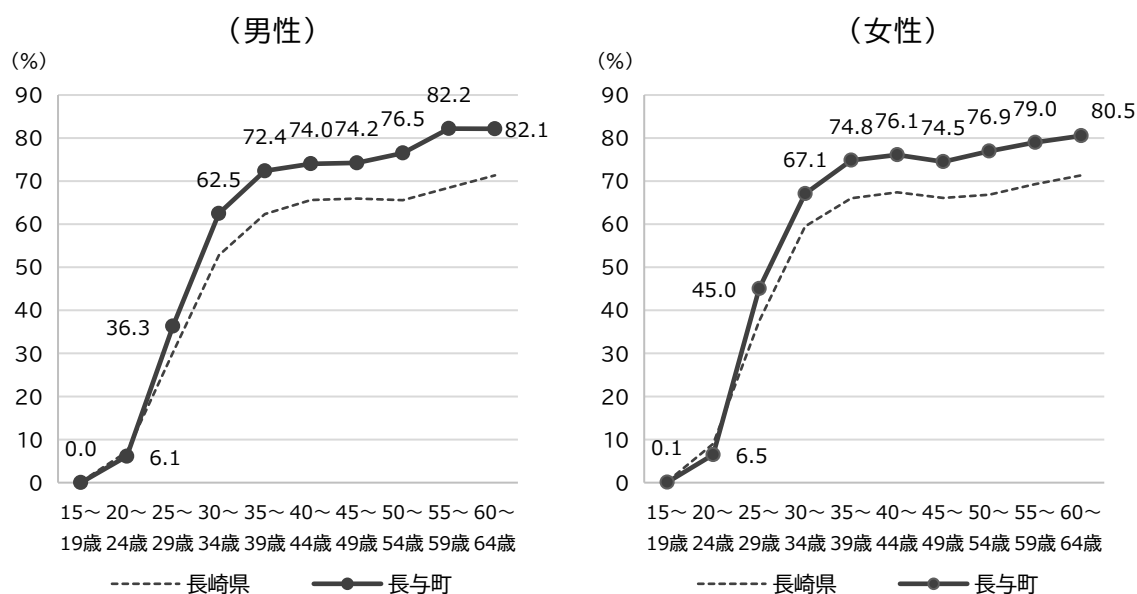
※町統計資料

## (4) 有配偶率等

本町の有配偶率は、ほぼすべての年齢区分で長崎県の平均を上回っています。

一方、未婚率は、男性は25歳以上で上昇傾向、女性は25歳から44歳で減少傾向が見られます。

年齢区分別有配偶率の比較(令和2年)



※国勢調査(令和2年10月1日)

年齢区分別未婚率

(単位:%)

	男性			女性		
	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15~19歳	99.8	99.8	100.0	99.2	99.1	99.8
20~24歳	90.3	88.6	91.9	90.5	88.8	91.9
25~29歳	56.1	51.6	60.8	57.8	51.8	51.9
30~34歳	32.8	31.0	35.1	30.4	26.3	28.6
35~39歳	22.8	19.1	23.7	24.0	19.3	19.2
40~44歳	15.6	12.4	20.5	18.3	17.2	15.1
45~49歳	11.0	9.1	18.7	15.4	12.2	15.4
合計	42.5	40.6	46.1	43.8	41.2	41.3

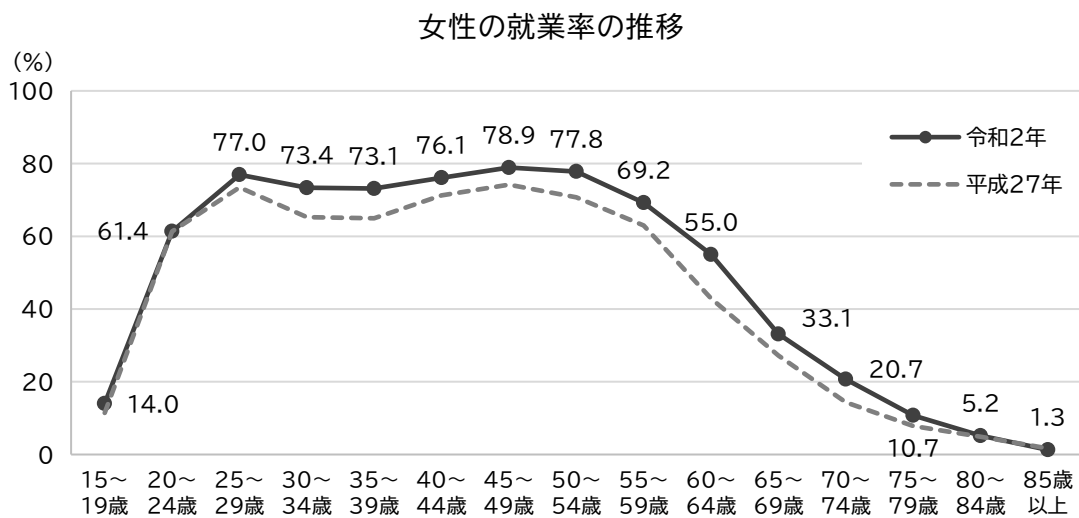
※国勢調査(各年10月1日)

## (5) 女性の就業率

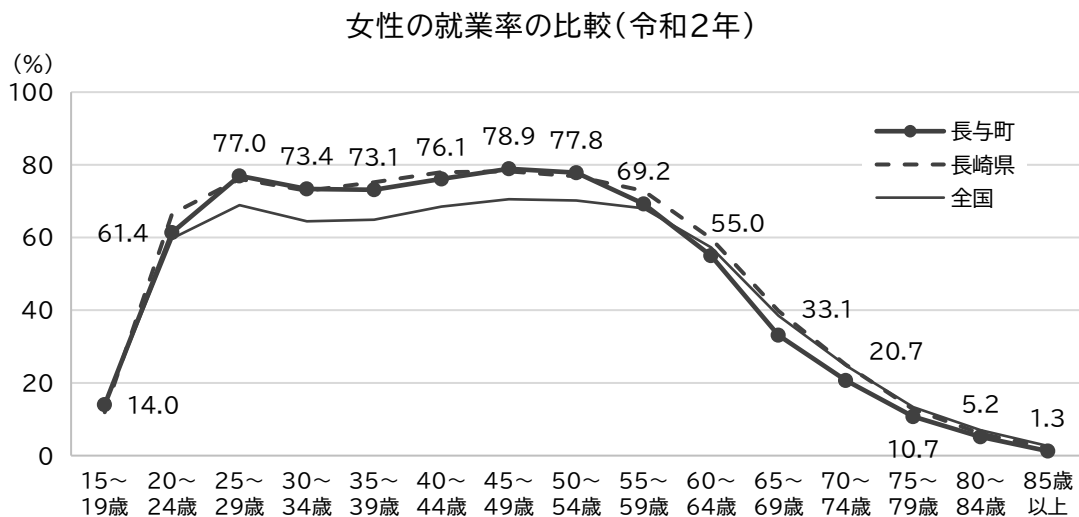
女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、緩やかなM字カーブを描いています。

令和2年は、ほぼすべての年齢で平成27年と比べて就業率の上昇が見られます。

また、長崎県の水準に比べると、35歳から44歳は若干低く、今後も出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策や事業を推進していく必要があります。



※国勢調査(各年10月1日)



※国勢調査(令和2年10月1日)

## 2 長与町の教育・保育施設等

### (1) 幼児期の教育施設

町内3か所の教育施設の入園児数は、年々減少傾向にあります。これは、少子化の影響や共働き世帯の増加（保育施設利用の増加）等によるもので、今後は、低年齢時から保育施設に預ける世帯が増えることで、教育施設の利用の減少が見込まれています。

幼児期の教育施設の推移

(単位:か所、人)

		R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
施設数	認定こども園(1号)	2	2	2	2	2
	幼稚園(1号)	0	0	0	0	0
	幼稚園(未移行)	1	1	1	1	1
人数	定員数	450	450	450	450	450
	入園児童数(3~5歳)	337	292	253	230	197
	充足率	74.9%	64.9%	56.2%	51.1%	43.8%

※各年4月1日

※入園児童数は町内在住者のみ

### (2) 保育施設

本町でも保育ニーズは高く、令和7年4月1日現在の入所児童数は1,021人となっています。保育施設の定員数は、保育ニーズに合わせて認可保育所の整備・改修及び定員の変更等を行いながら、令和3年以降1,123人となっています。

今後は、共働き世帯の増加等による保育施設利用の低年齢化と将来的な少子化を加味しながら、保育施設及び定員の整備を図っていく必要があります。



保育施設の推移

(単位:か所、人)

		R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
施設数	認可保育所	9	9	9	9	9
	認定こども園(2・3号)	2	2	2	2	2
人数	定員数	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123
	入所児童数	1,055	1,066	1,055	1,032	1,021
	0歳	66	51	43	47	34
	1歳	200	199	193	193	145
	2歳	185	208	205	193	220
	3～5歳	604	608	614	599	622
	充足率	93.9%	94.9%	93.9%	91.9%	90.9%

※各年4月1日

※入所児童数は町内在住者のみ

### (3) 教育・保育施設における広域利用

本町は、長崎市のベッドタウンという地域の特性もあり、広域利用については町外からの受け入れ(受託)よりも、町外の教育・保育施設への委託が多い状況にあります。

教育・保育施設における広域利用の推移

(単位:人)

		R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2022)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
委託	利用児童数	246	244	223	216	217
	0歳(3号)	1	3	1	1	6
	1歳(3号)	10	18	5	12	9
	2歳(3号)	10	14	14	8	16
	3～5歳(1号)	183	159	154	130	111
	3～5歳(2号)	42	50	49	65	75
受託	利用児童数	4	6	7	7	12
	0歳(3号)	0	0	0	1	0
	1歳(3号)	0	0	1	1	1
	2歳(3号)	1	0	1	2	1
	3～5歳(1号)	0	0	2	0	5
	3～5歳(2号)	3	6	3	3	5

※各年4月1日

## (4) 小学校・中学校

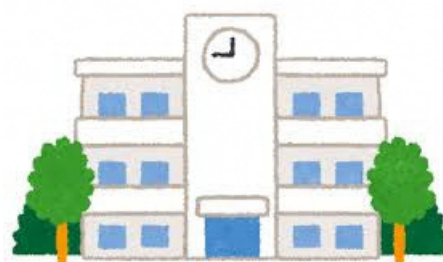
本町には、令和7年5月1日現在、小学校が5か所、中学校が3か所あります。小学校の児童数及び中学校の生徒数は若干の減少傾向にあります。

小学校・中学校の推移

(単位:か所、クラス、人)

		R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
小学校	施設数	5	5	5	5	5
	学級数	98	99	99	99	101
	うち特別支援学級	16	16	16	17	20
	児童数	2,335	2,340	2,352	2,369	2,327
	1年生	401	377	393	381	341
	2年生	418	401	374	398	384
	3年生	388	417	402	371	395
	4年生	378	393	422	405	380
中学校	施設数	3	3	3	3	3
	学級数	40	41	39	38	39
	うち特別支援学級	6	8	8	6	6
	生徒数	1,151	1,127	1,077	1,046	1,062
	1年生	389	346	349	348	363
	2年生	400	386	344	352	347
	3年生	362	395	384	346	352

※各年5月1日



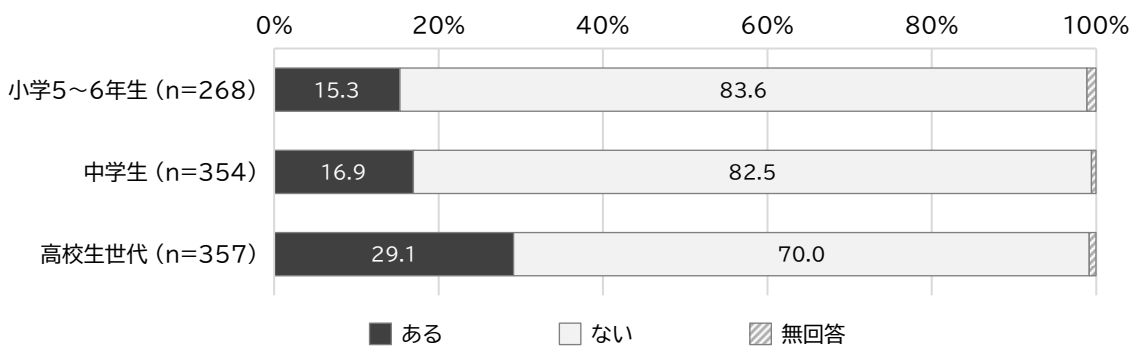
### 3 こどもと保護者の意見

#### (1) こども・若者 Web アンケート調査の結果概要

##### ① 悩みごとや心配ごと

問 悩みごとや心配ごとはありますか。

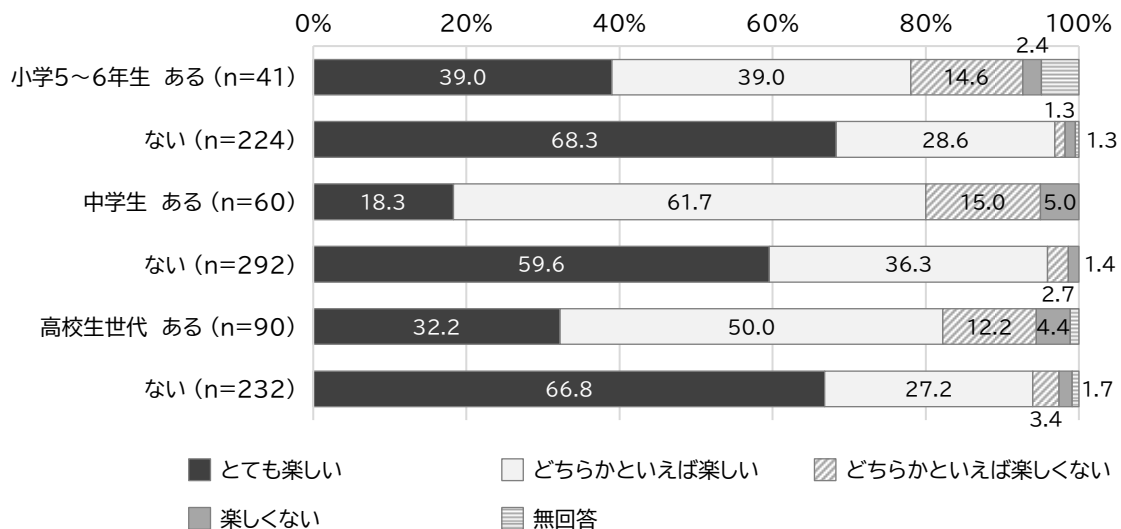
学年が上がるにつれて、悩みごとや心配ごとが「ある」と回答する割合が増加する傾向が見られます。小学5～6年生と中学生では約15～17%ですが、高校生世代では約29%に上昇しています。



##### 【悩みごとや心配ごとの有無と学校生活の充実度の関係】

問 悩みごとや心配ごとはありますか × 問 学校での生活は楽しいですか

すべての学年で悩みごとや心配ごとが「ある」との回答の場合、学校生活を「とても楽しい」と感じる割合は大きく減少し、「どちらかといえば楽しくない」が増加する傾向が見られます。

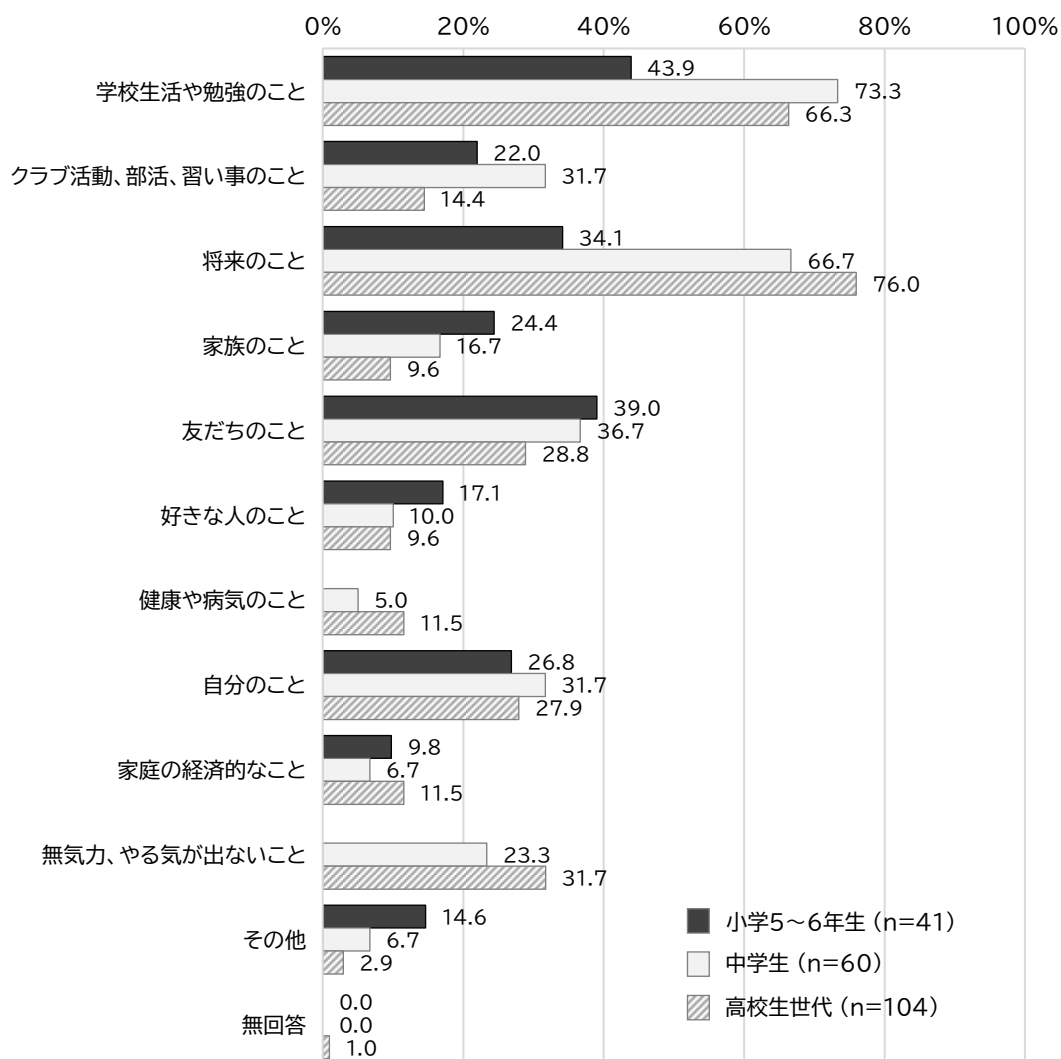


問 どのような、悩みごとや心配ごとがありますか。

※悩みごとや心配ごとがある人のみ

学年が上がるにつれて、「将来のこと」を悩みとする割合が増加し、高校生世代では最も高い悩みごとや心配ごとになっています。

また、「学校生活や勉強のこと」も全学年で高い割合を占め、特に中学生で最も高くなっています。一方で「友だちのこと」や「家族のこと」は学年が上がるにつれて悩みごとや心配ごとの割合が減少する傾向が見られます。

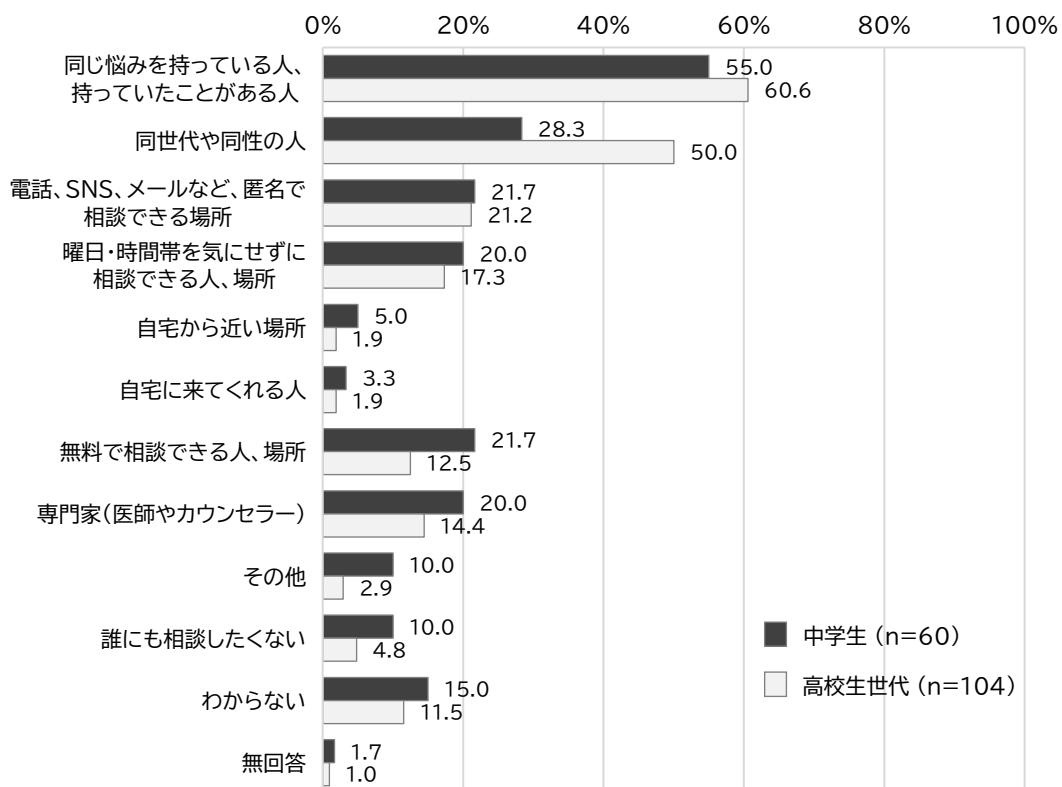


※小学5～6年生調査に選択肢「健康や病気のこと」「無気力、やる気が出ないこと」はなし

問 悩みごとや心配ごとについて、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。  
※悩みごとや心配ごとがある人のみ

中学生、高校生世代ともに「同じ悩みを持っている人、持っていたことがある人」に相談したいと考える割合が最も高くなっています。

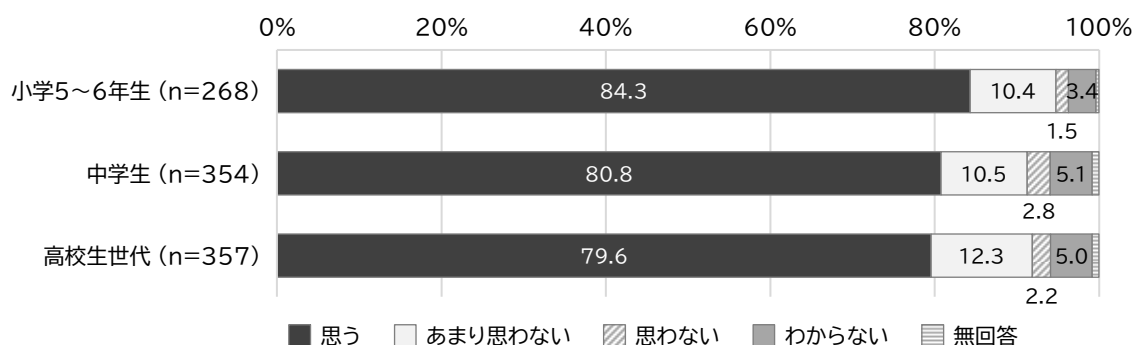
また、高校生世代では「同世代や同性の人」に相談したいと考える割合が中学生よりも大幅に高くなっています。



## ②自分自身の思いや気持ち

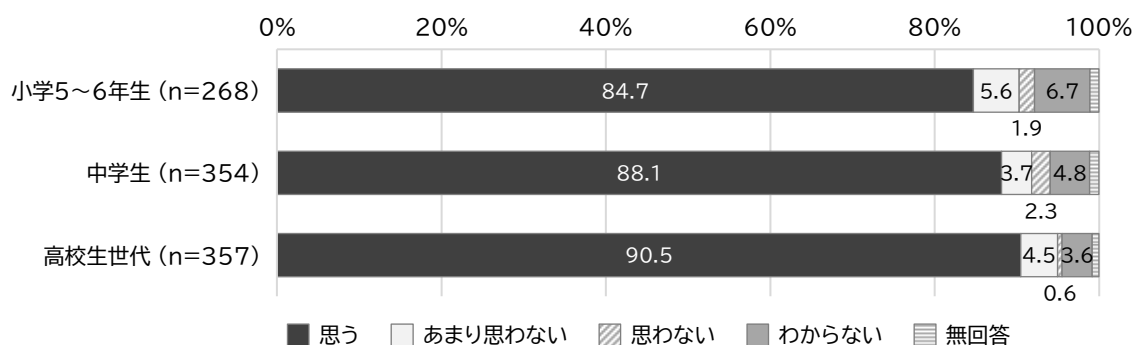
問 毎日の生活を楽しいと感じますか。

すべての学年で8割前後が「毎日の生活を楽しいと感じる」と回答しており、高い満足度が見られます。



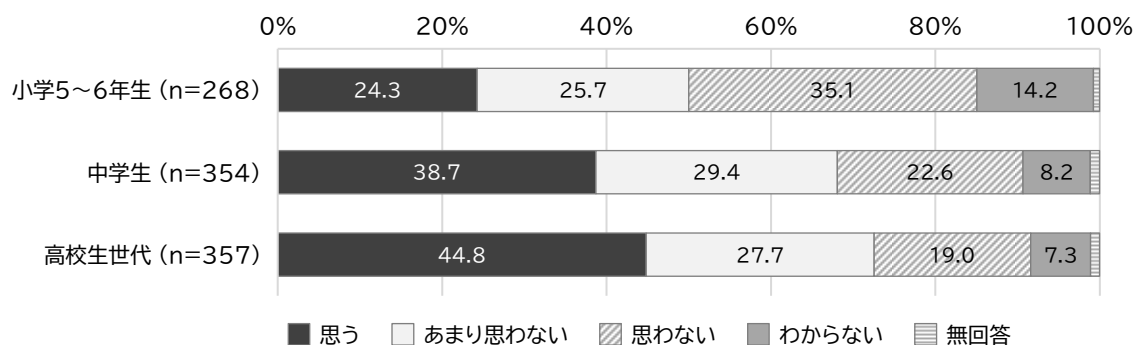
問 自分は家族に大事にされていると感じますか。

学年が上がるにつれて“自分は家族に大事にされている”と感じる割合が増加しており、高校生世代では約9割に達しています。



問 不安に感じることがありますか。

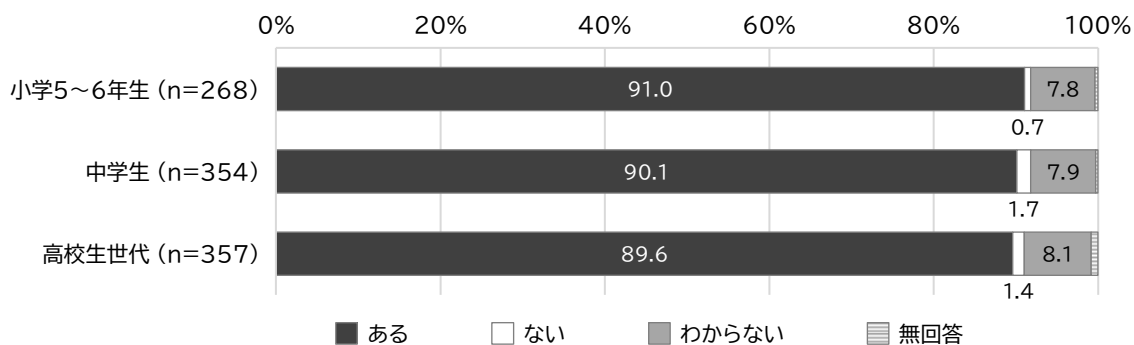
学年が上がるにつれて“不安に感じることもある”と回答する割合が増加しています。小学5～6年生の約24%から、高校生世代では約45%と約20ポイント上昇しています。



### ③居場所

問 あなたがほっとする、安心できる居場所(いばしょ)はありますか。

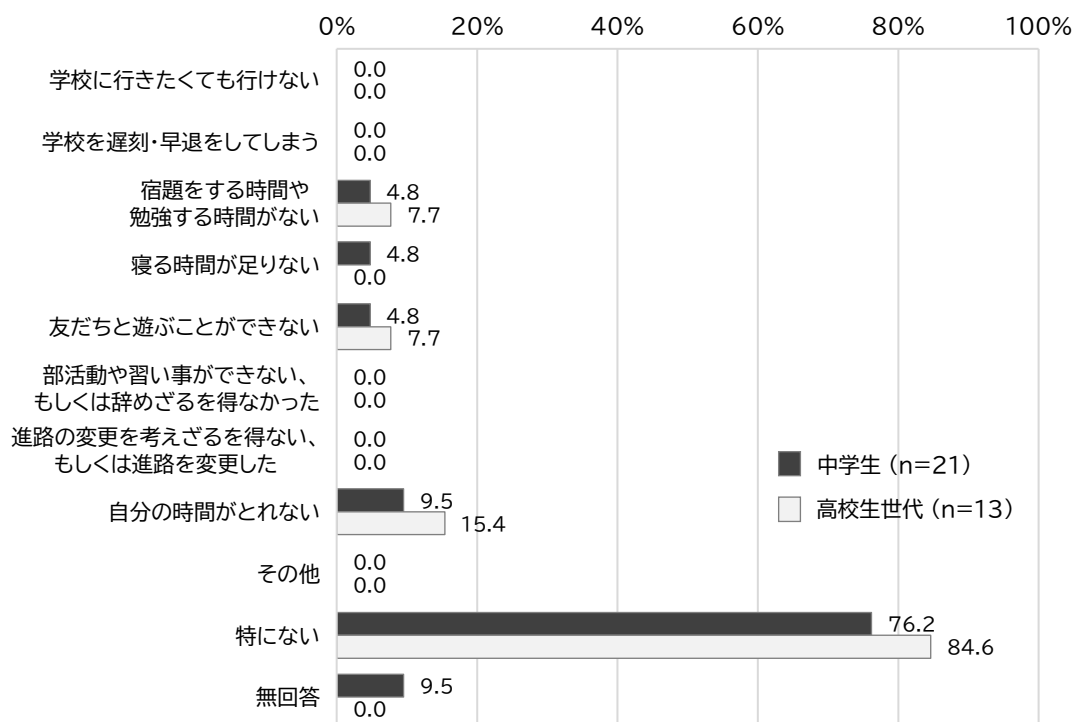
すべて学年で9割前後が“ほっとする、安心できる居場所がある”と回答しており、居場所の存在を強く感じていることが示されています。



### ④家族の世話

問 あなたがお世話をしていることで、やりたくてもできていないことはありますか。  
※世話をしている家族がいる人のみ

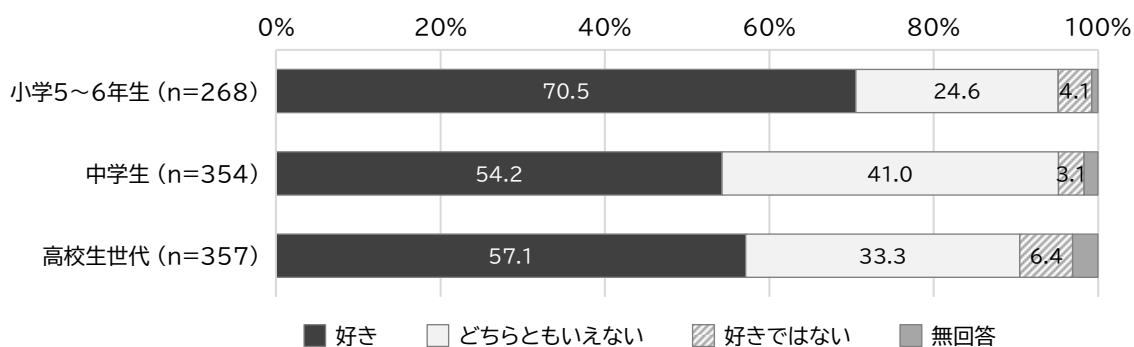
中学生、高校生世代ともに、家族の世話をしている人のうち約8割が「特にない」と回答しており、世話をしていることによる大きな支障は感じていない人が多くなっています。



⑤まちの好きなところ・嫌いなところ、取り組んでほしいこと

問 今、住んでいる長与町をどう思いますか。

小学5～6年生の「好き」の割合が最も高く、約7割に達しています。中学生で一時的に減少するものの、高校生世代でやや回復する傾向が見られます。

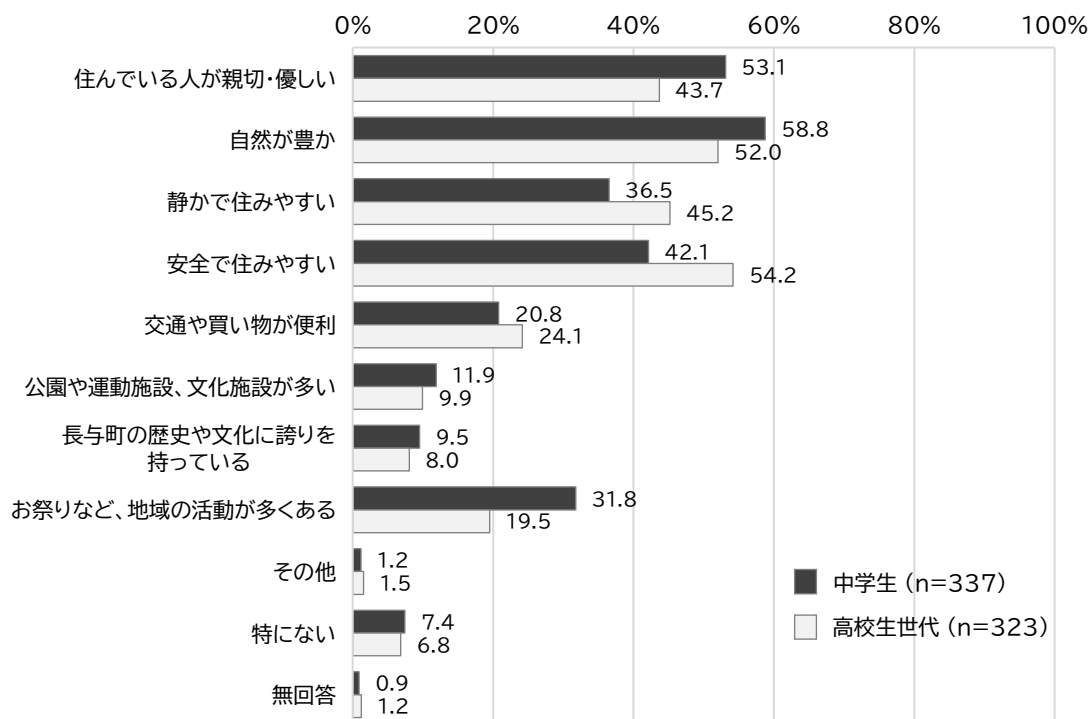


問 長与町の好きなところは、どういうところですか。

※長与町のことが好き、またはどちらでもないと思っている人のみ

「自然が豊か」「住んでいる人が親切・優しい」「安全で住みやすい」「静かで住みやすい」が共通して上位の好きな点として挙げられています。

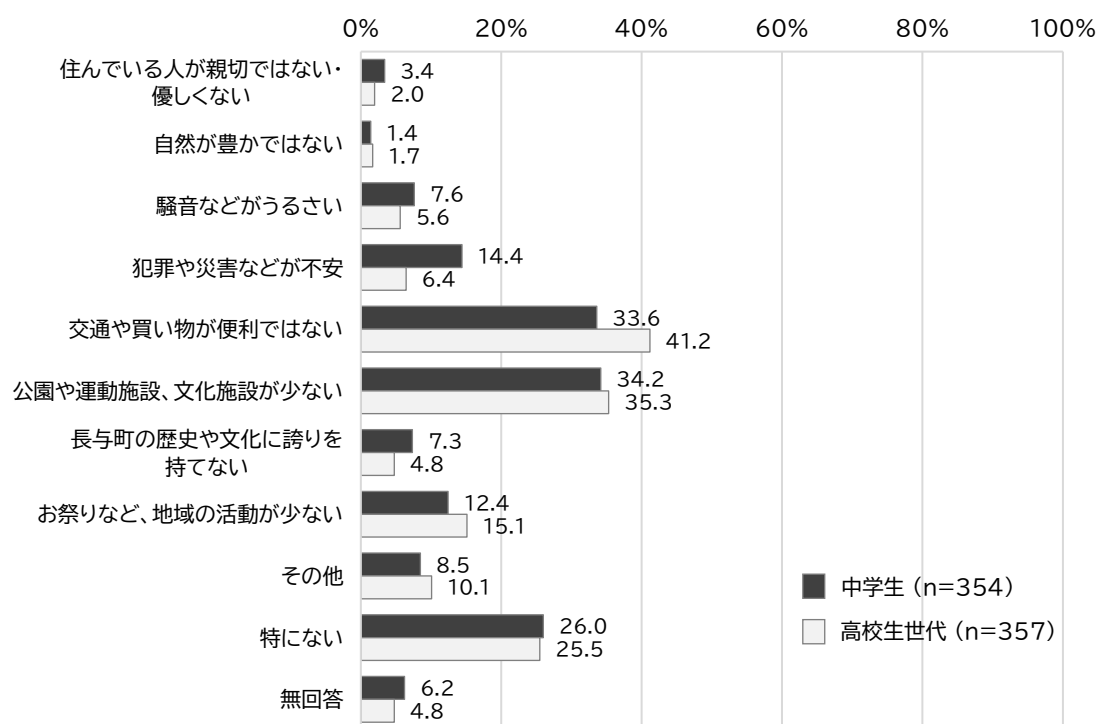
高校生世代では「安全で住みやすい」「静かで住みやすい」の割合が中学生よりも高くなっています。



問 長与町の好きではないところは、どういうところですか。

「交通や買い物が便利ではない」と「公園や運動施設、文化施設が少ない」が中学生、高校生世代で主要な不満点として挙げられています。

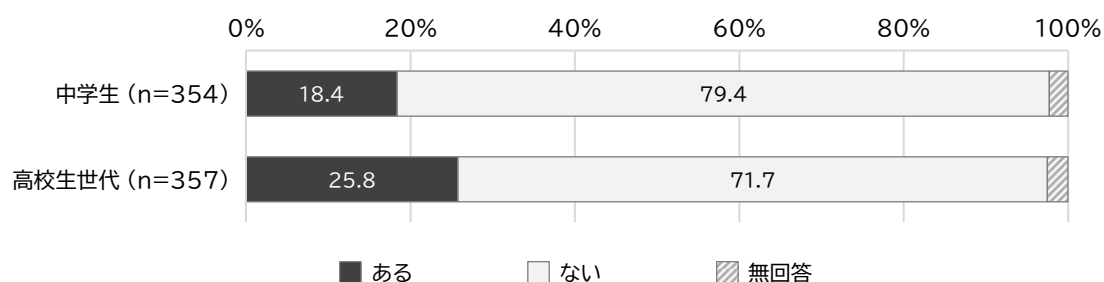
特に高校生世代では「交通や買い物が便利ではない」の割合が中学生よりも高くなっています。



### ⑥子どもや若者の意見反映

問 長与町がまちづくり等を行うにあたって、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはありますか。

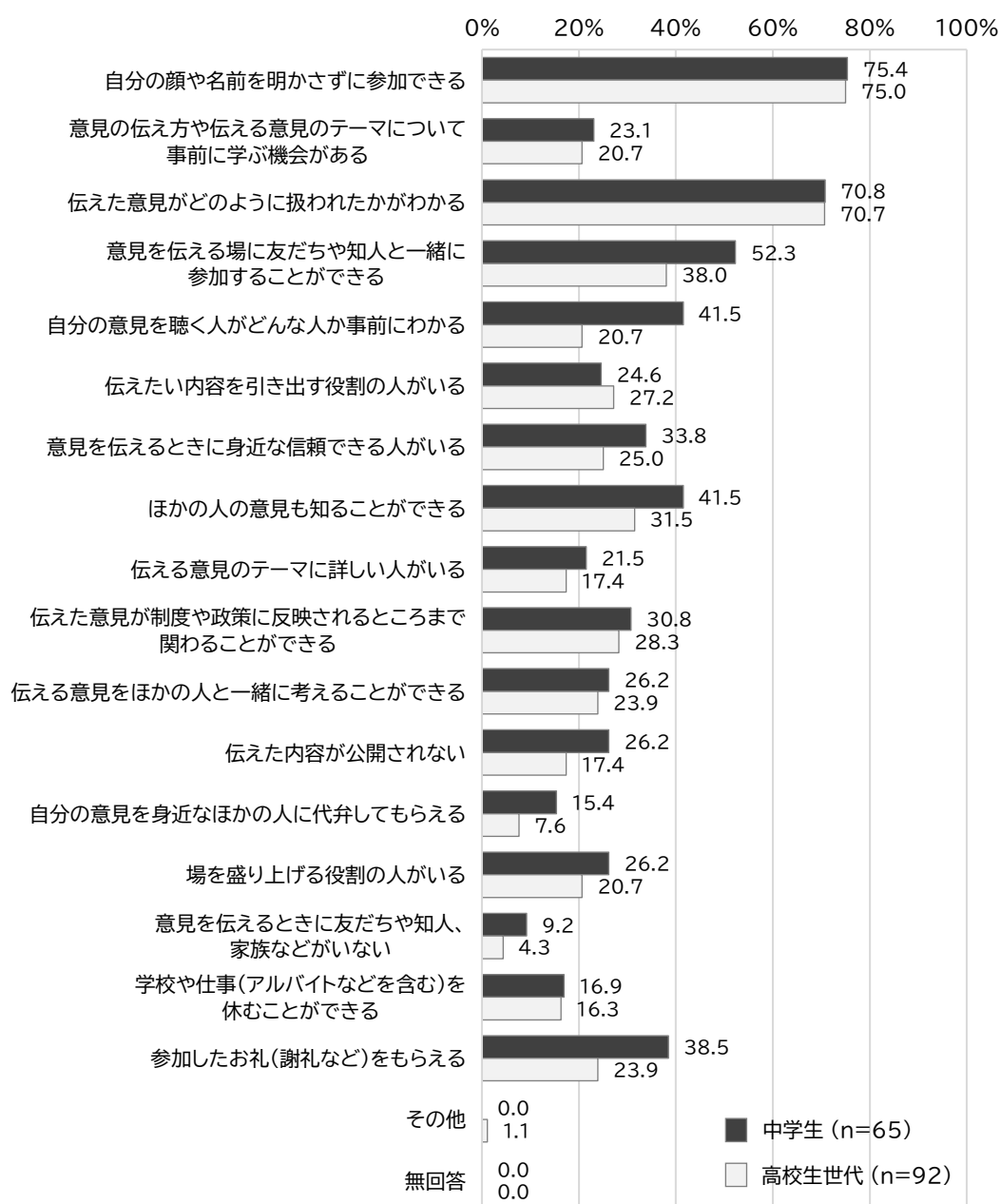
全体としては“自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはない”が多くなっていますが、高校生世代の方が中学生よりも長与町のまちづくりに対して自分の意見や思いを伝えたいと考えている割合が高くなっています。



問 長与町に意見を伝えやすくなるためには、どのような工夫やルールが必要だと思いますか。  
※まちづくり等に自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがある人のみ

「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」と「伝えた意見がどのように扱われたかがわかる」ことが、中学生、高校生世代ともに意見を伝えやすくするための最も重要な工夫として非常に高く求められています。

「意見を伝える場に友だちや知人と一緒に参加することができる」というニーズは、中学生の方が高校生世代よりも高い傾向にあります。高校生世代では「ほかの人の意見も知ることができる」ことへの関心も比較的高くなっています。



## (2) 中学生グループインタビューの結果概要

①放課後に友だちとおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所のイメージ

“友だちと自由に過ごしたり、勉強に集中したりできる集える場所を強く求めています。”

### 【場所の機能・特徴】

- 友だちと雑談やおしゃべりができるフリースペースが必要とされています。また、飲食ができるカフェのような場所があれば、利用のハードルが下がるだろうという意見もあります。
- 自宅ではスマートフォンやテレビなどに気が散って勉強に集中できないため、勉強できる場所が望まれています。友だちと一緒に勉強できる環境がよいという意見のほか、一人で集中したい人のために仕切りがある空間など、配慮のある環境も必要とされています。
- たくさんの席がある広々とした空間や、静かに過ごしたいときと友だちとの集合場所として使いたいときの両方に対応できる場所が求められています。
- 学校の図書室とは異なり、もう少し専門的な本など、本の種類が充実しているべきだという意見があります。単に本を借りるだけでなく、ゆっくり本を見て滞在時間を充実させたいという要望もあります。
- 勉強だけでなく、体を動かせる健康器具のようなものが置かれているなど、さまざまな過ごし方の選択肢があるとよいと考えられています。また、土日に個人で楽器の練習ができる場所も求められています。

### 【利用方法・立地】

- 利用頻度は週に1回程度が想定されています。
- 自宅にいと気が詰まるため、休日などに近くにそうした場所があれば利用したいという意見があります。
- 学校帰りに立ち寄る場所としてではなく、一度家に帰ることを考えると、学校の近くよりも家の近くにある方が利用しやすいという意見が重要視されています。
- 令和9年度に開設予定の新しい図書館は、距離的に遠いとの意見もあります。

## ②スポーツができる場所（グラウンドや体育館など）のイメージ

“既存のグラウンド等は狭いと感じるため、中学生が思いっきりボールを飛ばせる広い場所が求められています。”

- ドッジボールなど、みんなで集まってわいわい遊んだり、気軽にスポーツができる場所が望ましいという意見があります。
- 学校の授業で興味を持った競技を、放課後にも継続してやりたいというニーズもあります。
- さまざまなスポーツやアクティビティが気軽にできる機能があればよいという意見もあります。

## ③将来の夢や仕事、勉強方法などに関する相談・アドバイスの機会

“将来の夢や自分が何になりたいかという点に不安を感じている生徒がおり、話を聞いたリ相談に乗ってくれたりする仕組みが求められています。”

- 放課後に集える場所で、勉強方法や友だち関係などについて気軽に相談できる環境があるとよいとされています。
- 相談相手として、さまざまな話を聞いてくれる大人の存在や相談員が常にいると安心できるという意見があります。
- 特に年の近い同性や大学生などは話しやすく、気軽に相談できると感じられています。
- 相談相手が来る予定（誰がいつ来るか）が事前にわかっていると利用しやすいかもしれないとの意見もあります。
- 学校外の人目があまり気にならない離れた場所であれば、家族や友だちにも話せない悩みを気軽に話せるのではないかと、という意見もあります。
- 男子生徒の場合、恋愛の話は女性に、勉強の話は男性にした方がよいなど、相談内容によって相手の性別を使い分けたいという要望もあります。



#### ④まちづくり等に自分の意見を言う機会のイメージ

“まちづくりに関して自分たちの意見を直接表明できる機会を求めています。”

- 今回のような話し合いの場があるのはよい機会だと捉えられています。
- 生徒会などが全校生徒にアンケート調査を行い、その結果を役場の人に直接伝える機会があればよいという提案があります。
- 1対1ではなく、体育館などに生徒全員が集まり、同じような意見を持つ人と話し合うことで、意見を言いやすくなるだろうという工夫の提案もありました。
- 人前で話すのが苦手な人もいるため、アンケート調査などで書いて気持ちを伝える方法もあってよいとされています。

#### ⑤長与町にあっという間と思うもののイメージ（その他）

- 友だちと気軽に立ち寄れるカフェや、近くに本屋があればよいという意見があります。
- 休日に遊ぶ場所が長崎市になってしまうため、長与町にもぶらぶらできるような場所があればよいと望まれています。
- 今ある長与町内の公園の施設や器具が壊れていたり、雑草が生い茂っていたりして不便であるため、既存のものを整備し直し、気軽に遊べる場所にしてほしいという要望があります。



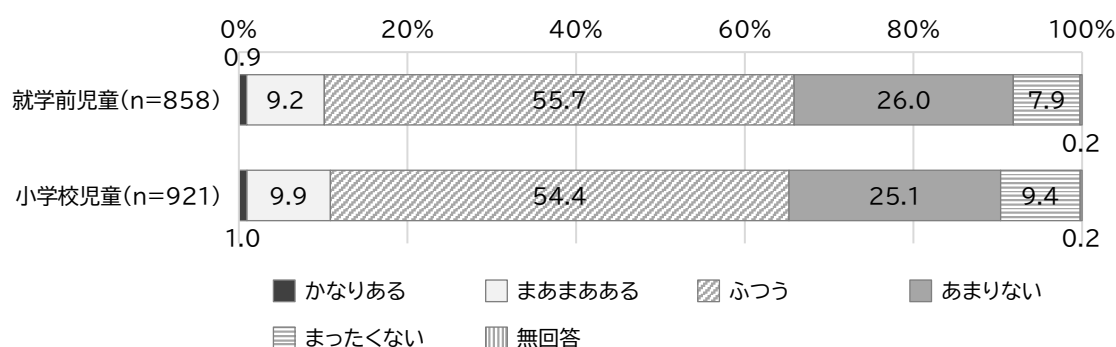
### (3) 就学前児童及び小学校児童の保護者へのアンケート調査の結果概要

#### ①世帯の経済的なゆとり

問 あなたの世帯では、現在の生活に経済的なゆとりがありますか。

就学前児童、小学校児童ともに「ふつう」が約50%を占め最も高く、次いで「あまりない」「まあまあある」「まったくない」「かなりある」と続いています。

「あまりない」と「まったくない」を合わせた“余裕なし”は、就学前児童が33.9%、小学校児童が34.5%となっています。

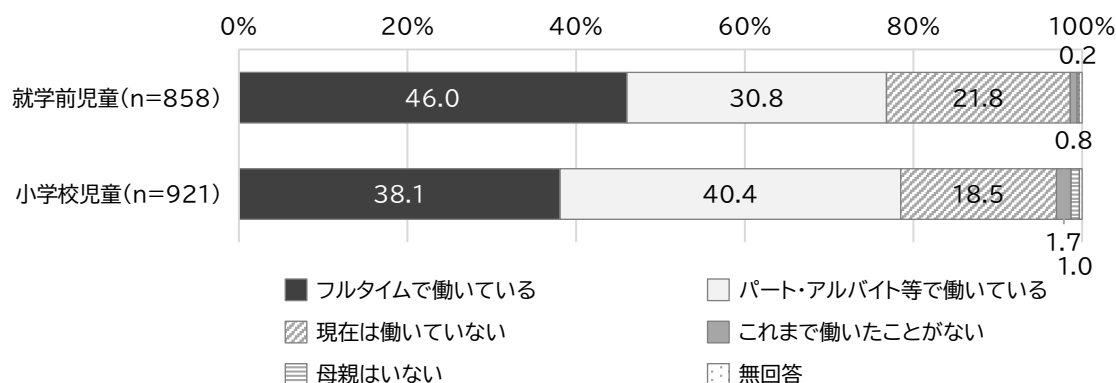


#### ②母親の就労状況

問 お子さんの母親は、現在働いていますか。(○は1つ)  
※フルタイム、パート・アルバイト等には、産休・育休・介護休暇中を含む

就学前児童では、「フルタイムで働いている」が46.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が30.8%、「現在は働いていない」が21.8%、「これまで働いたことがない」が0.8%となっています。

小学校児童では、「パート・アルバイト等で働いている」が40.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が38.1%、「現在は働いていない」が18.5%、「これまで働いたことがない」が1.7%となっています。

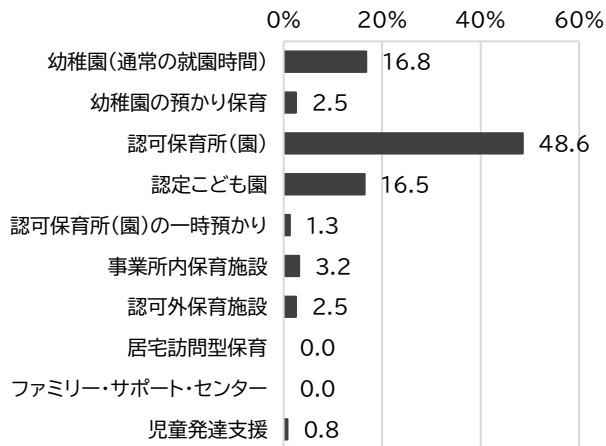


### ③定期的に利用している子育て支援サービス（就学前児童）

問 どのような子育て支援サービスを利用していますか。  
※定期的に子育て支援サービスを利用している人のみ

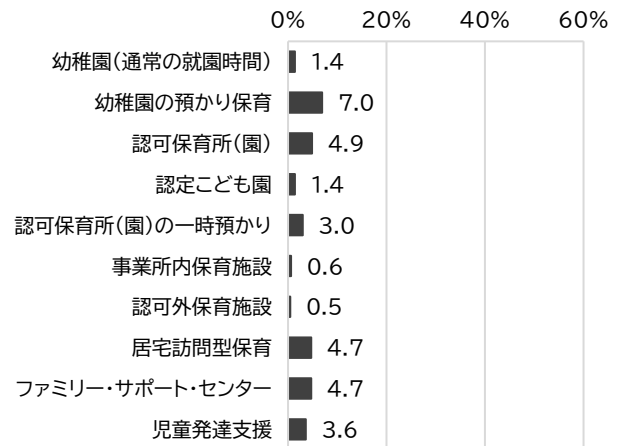
“毎日利用している”では、「認可保育所(園)」が 48.6%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が 16.8%、「認定こども園」が 16.5%と続いています。

【毎日利用している】



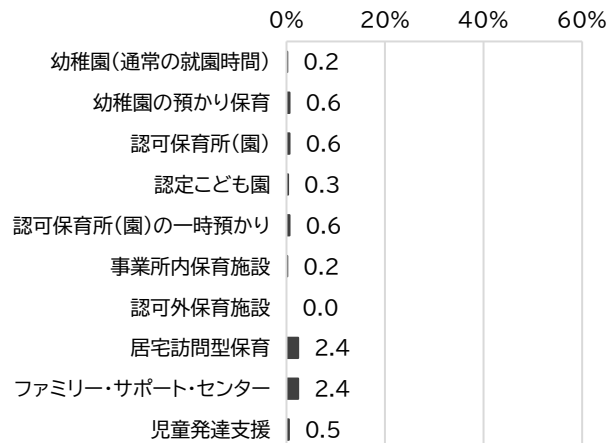
就学前児童(n=632)

【毎日ではないが、利用している】



就学前児童(n=632)

【利用したいが利用できていない】



就学前児童(n=632)



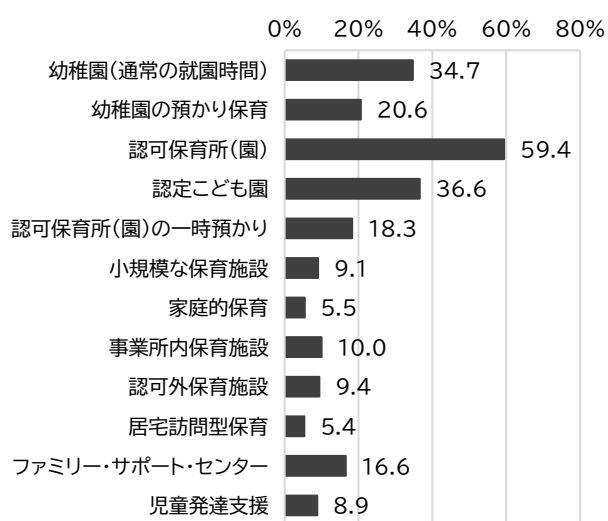
④定期的に利用したい子育て支援サービス（就学前児童）

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんは、いつ「定期的」に子育て支援サービスを利用したい(利用しなかった)ですか。

“平日”では、「認可保育所(園)」が59.4%で最も高く、次いで「認定こども園」が36.6%、「幼稚園(通常の就園時間)」が34.7%で続いています。

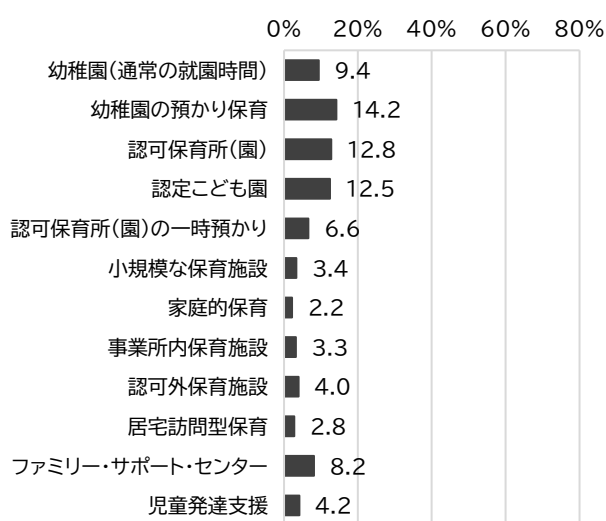
“土曜日”の「認可保育所(園)」は28.8%、“土曜日、日曜日・祝日”の「ファミリー・サポート・センター」は10%を超えています。

【平日】



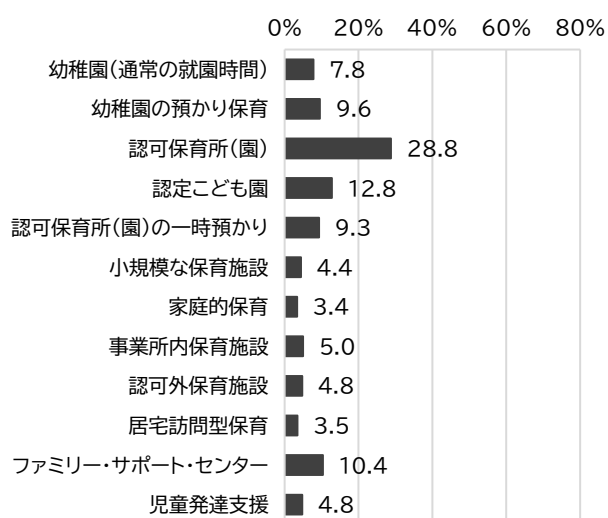
就学前児童(n=858)

【長期休暇期間中】



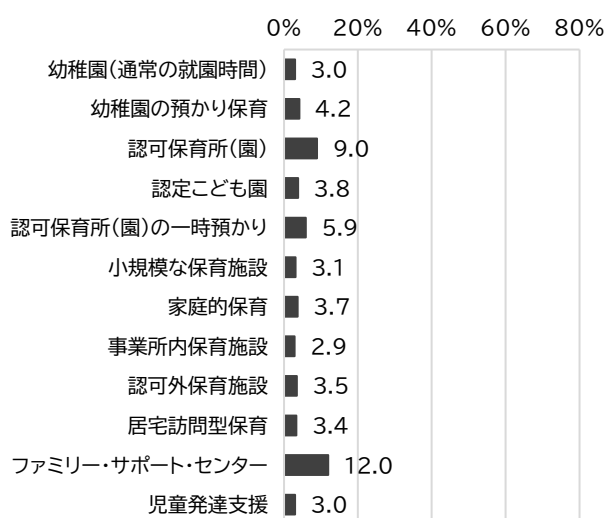
就学前児童(n=858)

【土曜日】



就学前児童(n=858)

【日曜日・祝日】

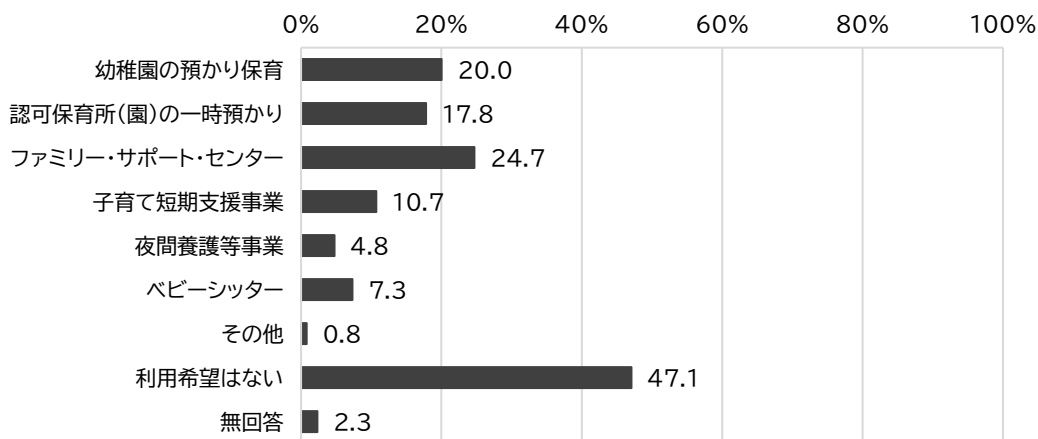


就学前児童(n=858)

### ⑤不定期に利用したい子育て支援サービス（就学前児童）

問 宛名のお子さんについて、今後「不定期」に利用したい子育て支援サービスはありますか。

「利用希望はない」（47.1%）を除くと、「ファミリー・サポート・センター」が24.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が20.0%、「認可保育所（園）の一時預かり」が17.8%、「子育て短期支援事業」が10.7%、「ベビーシッター」が7.3%、「夜間養護等事業」が4.8%となっています。

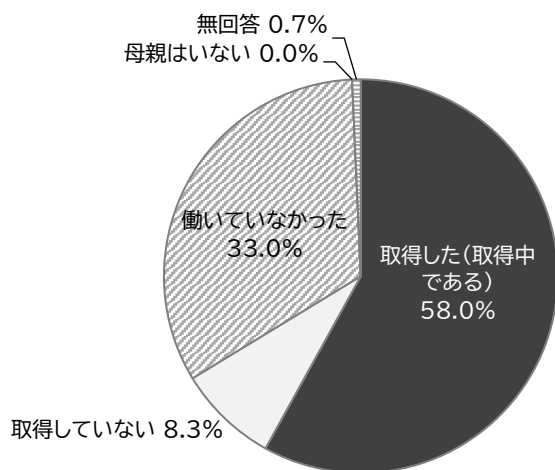


就学前児童(n=858)

### ⑥母親の育児休業制度の取得経験

問 宛名のお子さんが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。

「取得した（取得中である）」が58.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が33.0%、「取得していない」が8.3%となっています。



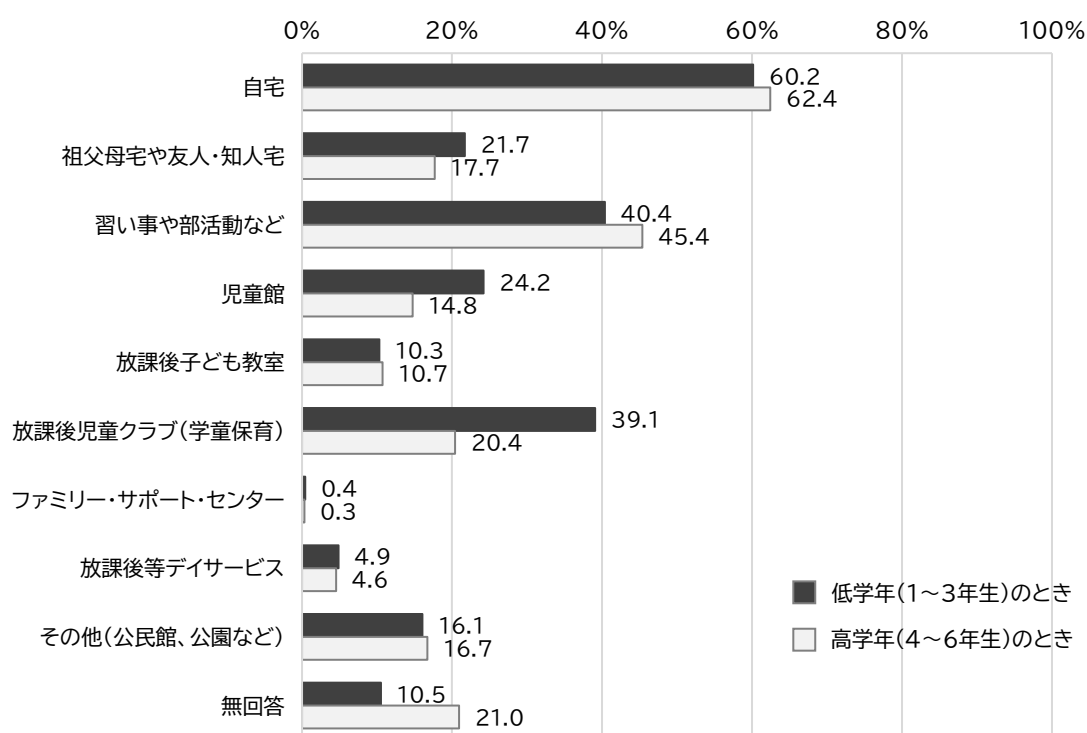
就学前児童(n=858)

## ⑦放課後の過ごし方（小学校児童）

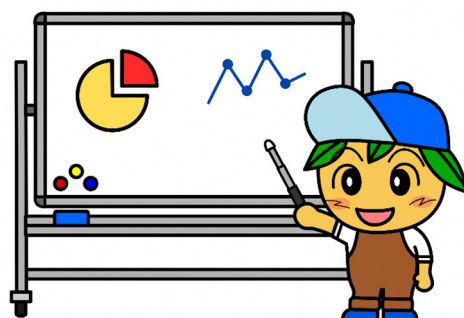
問 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)、小学校高学年(4～6年生)の時は、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしましたか。

低学年(1～3年生)の時、高学年(4～6年生)の時ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事や部活動など」「放課後児童クラブ(学童保育)」と続いています。

「放課後児童クラブ(学童保育)」については、低学年(1～3年生)の時は39.1%、高学年(4～6年生)の時は20.4%と差が見られます。



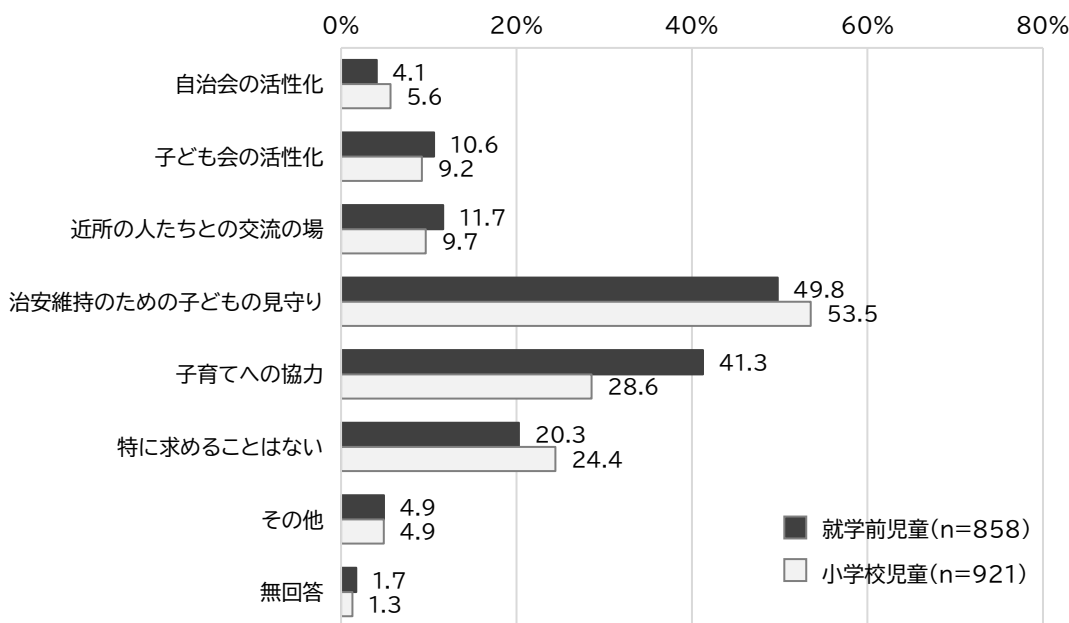
小学校児童(n=921)



### ⑧地域に求めたいこと

問 地域に求めたいことはありますか。

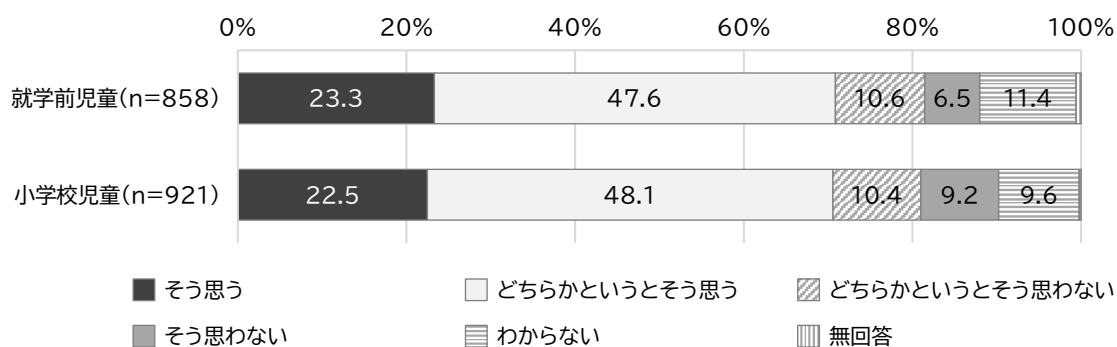
就学前児童、小学校児童ともに「治安維持のための子どもの見守り」が最も高くなっています。「子育てへの協力」は、就学前児童が41.3%、小学校児童が28.6%となっています。



### ⑨長与町は子育てしやすい町だと思うか

問 長与町は子育てしやすい町だと思いますか。

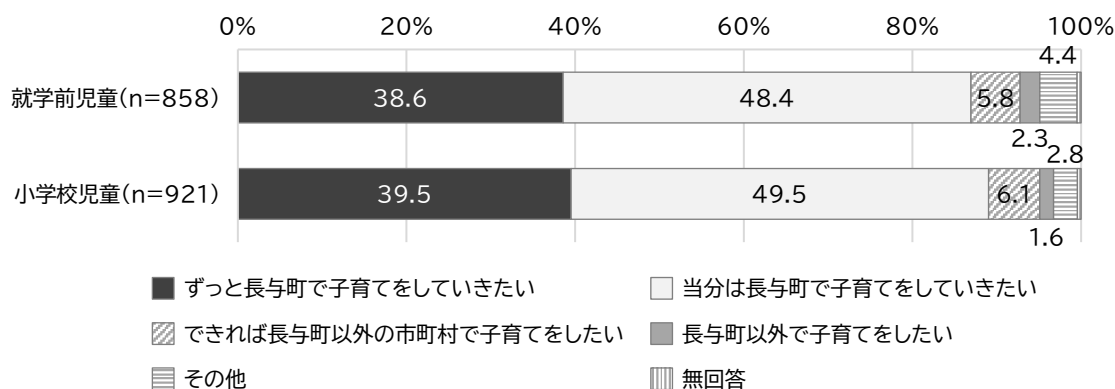
就学前児童、小学校児童ともに「どちらかというと思う」が最も高く、次いで「そう思う」と続いています。これらを合わせた“長与町は子育てしやすい町と感じている人”は、約70%という状況です。



### ⑩長与町での子育ての意向

問 今後も長与町で子育てをしていきたいと思いませんか。

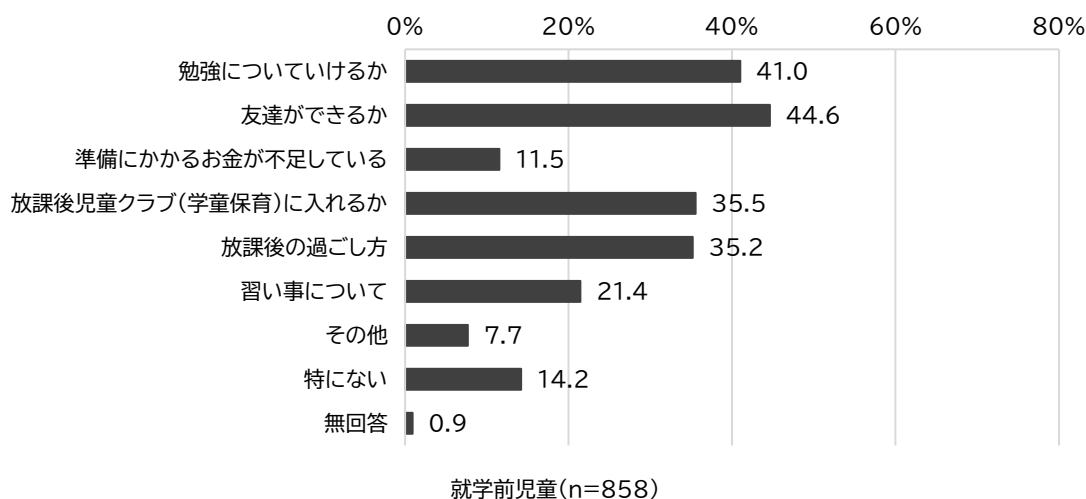
就学前児童、小学校児童ともに「当分は長与町で子育てをしていきたい」が最も高く、次いで「ずっと長与町で子育てをしていきたい」が続いています。これらを合わせた“長与町で子育てをしていきたいと考えている人”は、約90%という状況です。



### ⑪小学校入学に向けて不安なことや気になること（就学前児童）

問 小学校入学に向けて、不安なことや気になることはありますか。

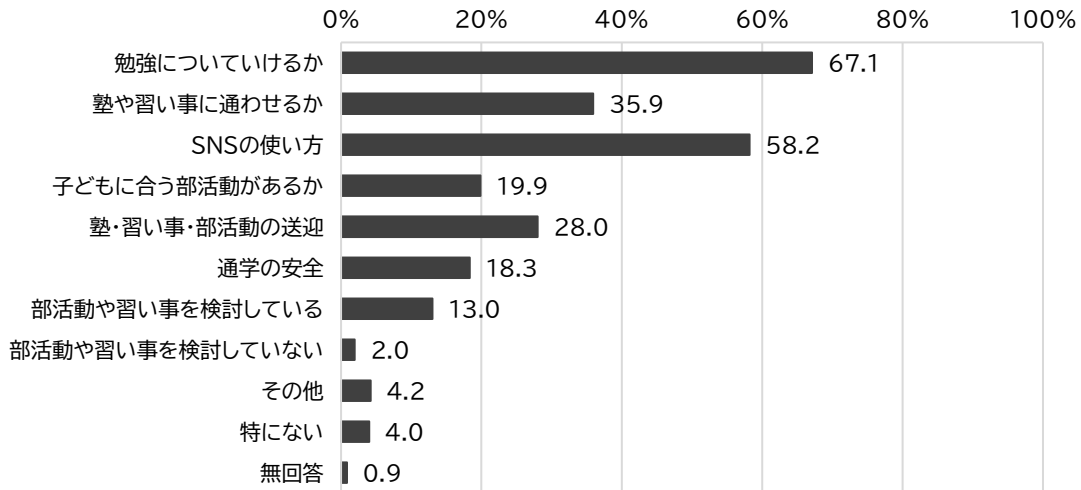
「友達ができるか」が44.6%と最も高く、次いで「勉強についていけるか」が41.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）に入れるか」が35.5%、「放課後の過ごし方」が35.2%、「習い事について」が21.4%が続いています。



⑫中学校進学に向けて心配なこと（小学校児童）

問 中学校進学に向けて、不安なことや気になることはありますか。

「勉強についていけるか」が67.1%と最も高く、次いで「SNSの使い方」が58.2%、「塾や習い事に通わせるか」が35.9%、「塾・習い事・部活動の送迎」が28.0%で続いています。



小学校児童(n=921)



## 4 第2期長与町子ども・子育て支援事業計画の進捗評価

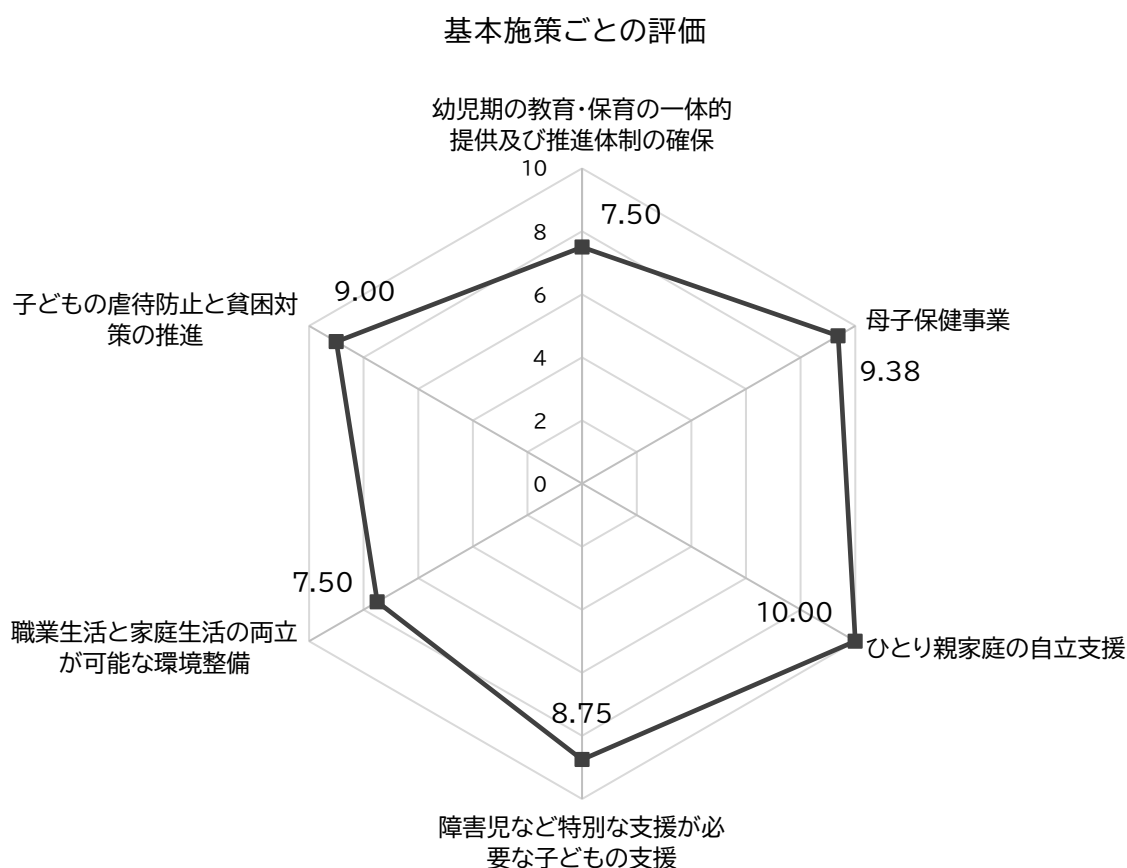
### (1) 評価方法

第2期長与町子ども・子育て支援事業計画で数値目標を定めていない6つの基本施策の計42事業の進捗状況を、3つの評価基準（「計画どおりに実施＝10点」、「一部を実施した＝5点」、「実施していない＝0点」）で点数化しました。

### (2) 評価結果

#### ① 基本施策ごとの評価

「ひとり親家庭の自立支援」「母子保健事業」「子どもの虐待防止と貧困対策の推進」の評点は9点以上と高い一方、「幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」「職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備」等の評点は若干低くなっています。



## ②事業ごとの評価

基本施策	主な取り組み等		
幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	認定こども園の普及		5.00
	幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援	幼稚園教諭と保育士の合同研修	5.00
		保育士の処遇改善	10.00
		特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質の向上	10.00
	教育・保育事業相互の連携と幼保小の連携	教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携	5.00
幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続の支援		10.00	
母子保健事業	母子健康手帳の交付		10.00
	妊婦一般健康診査		10.00
	パパママ学級、マタニティクッキング		10.00
	妊婦歯科健康診査		10.00
	3～4か月児健康診査、1歳9か月児健康診査、3歳児健康診査		7.50
	9～10か月児健康診査		10.00
	予防接種		5.00
	新生児聴覚検査		10.00
	1～2か月児相談、離乳食教室、モグモグ教室、お誕生相談、ぼかぼか広場、ミニキッチン		10.00
	フッ素塗布事業		7.50
	すくすくキッズ		10.00
	ことばの相談		10.00
	のびのび子育て教室		10.00
	育児相談の日		10.00
	養育支援訪問事業		10.00
産後ケア事業		10.00	
ひとり親家庭の自立支援	要保護及び準要保護児童生徒就学援助		10.00
	母子・父子家庭福祉医療		10.00
	児童扶養手当		10.00
障害児など特別な支援が必要な子どもの支援	ひばり学級		10.00
	児童発達支援		10.00
	放課後等デイサービス		10.00
	保育所等訪問支援		10.00
	居宅訪問型児童発達支援		0.00
	障害児相談支援事業		10.00
	日中一時支援		10.00
	特別支援教育就学奨励事業		10.00
職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備	両立支援制度の情報提供		7.50
	両立支援制度の適切な運用への働きかけ		5.00
	父親の子育て参加の促進		10.00
	特定事業主行動計画の推進		7.50
子どもの虐待防止と貧困対策の推進	児童虐待の防止及び対応の充実		10.00
	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動の推進		10.00
	児童に関する相談体制の充実		10.00
	共働き世帯やひとり親世帯等における子どもの居場所づくり		10.00
	子どものための学習支援事業		5.00

※評点は10点満点中の値

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

「こども基本法」の施行やこども・子育て支援関連施策の進展により、こども・若者の権利の保障やその健やかな育ちを社会全体で支えることの重要性が高まっています。

また、少子化の進行、核家族化や地域コミュニティの希薄化、多様な家庭形態の増加といった社会環境の変化を踏まえ、こどもや若者、子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備がこれまで以上に求められています。

こうした状況を踏まえ、長与町ではすべてのこどもや若者、そして子育て家庭が、安心して生活し、健やかに成長し、将来に希望を持てる環境づくりを進めます。

### 基本理念のキャッチコピー

「こどもも若者も、子育て家庭も  
ほっとできるまち ながよ」

#### 【第3期長与町子ども・子育て支援事業計画における基本理念のキャッチコピー】

- すべての家庭が自信をもって楽しく子育てができるよう、また、こどもが健やかに育つ環境をつくるよう、地域のみんなでこどもと子育て家庭を応援することが大切です。
- また、少子化の進行によりこどもの数が減少する中、こどもは“まち”の未来を担う宝であり、こどもと子育て家庭を応援することは、活気ある“まち”を維持する重要な取り組みです。
- アンケート調査結果によれば、“長与町は子育てしやすい町”と感じている人が70%を占めています。さらにより多くの人にそう思ってもらえるよう、必要な取り組みを展開していく必要があります。
- これらを踏まえ、本計画では、これまでの長与町の子ども・子育て支援の理念を継承しつつ、「こども・親の目線で、子育てをみんなで考えるまち ながよ」を基本理念として掲げます。

こども・親の目線で、子育てを

みんなで考えるまち ながよ

## 2 計画の方針

---

基本理念の実現を目指す施策の展開では、次の6つの内容を方針として設定します。

①こどもの権利の尊重

こどもの最善の利益を優先し、権利主体としてのこどもを尊重します。

②子育て家庭への支援の充実

安心して子育てできる環境を整備し、子育ての喜びを実感できる地域社会をつくりま  
す。

③切れ目のない成長支援

こどもが生まれる前（妊娠期）から乳幼児期・学童期・思春期、さらに青年期まで一貫  
した支援を展開します。

④居場所と挑戦の機会の提供

こどもが安心して過ごせる居場所を確保するとともに、若者が地域で活躍し挑戦でき  
る機会を広げます。

⑤家庭・学校・地域・行政の協働

家庭や学校、地域、行政が一体となり、社会全体でこどもと若者、子育て家庭を育む体  
制を構築します。

⑥誰一人取り残さない支援

障害や経済的困難、外国ルーツなど多様な背景を持つこども・若者、子育て家庭を含  
め、すべてに公平で包括的な支援を行います。



### 3 施策の体系

#### 基本目標1

#### ライフステージを通じた「こどもまんなかまちづくり」

施策	主な取り組み
1 こども・若者の権利に関する普及啓発	こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 人権教室
2 遊びや体験活動の推進	乳幼児教育事業 児童館の運営 図書館の運営 青少年の健全育成 社会教育の推進 生涯スポーツの推進 ながよグリーン・ツーリズム 文化・芸術の振興
3 食育の推進	食の情報交換会 こども料理教室 食育月間事業
4 こども・若者が活躍できる機会づくり	「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション 12」の周知 「サステナひろば」夏休み企画の周知 小学校における廃棄物焼却施設見学
5 こどもの貧困対策	就学援助制度 共働き世帯やひとり親世帯等におけるこどもの居場所づくり こどものための学習支援事業 親に対する就労支援 生活困窮者自立支援事業
6 障害のあるこどもへの支援	ひばり学級 地域療育等支援事業（巡回相談）【県事業】 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 障害児相談支援事業 医療的ケア児等訪問型レスパイト事業 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 育成医療 小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費の助成 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 障害のあるこどもに関する相談支援 特別支援教育就学奨励事業
7 こどもへの虐待防止	こどもへの虐待の防止及び対応の充実 こどもへの虐待防止などこどもの人権に関する啓発活動の推進 こどもに関する相談体制の充実

施 策	主な取り組み
8 ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーへの理解 ヤングケアラーの実態把握
9 こども・若者の自殺対策	学校生活における支援の充実 相談体制の充実 連携した支援体制づくり
10 こどもの安心・安全の確保	通学路の安全対策 交通安全の推進 防犯に関する意識啓発 メディア安全指導員派遣事業
11 非行防止と自立支援	長崎県更生保護協会補助金・長与町保護司会補助金
12 ジェンダーギャップの解消	DV 予防教育の実施 性的マイノリティに関する知識の普及啓発 人権相談 リコチャレ（理工チャレンジ）の周知活動 固定的な性別役割分担意識の解消に向けての意識啓発
13 こどもを意識したまちづくりの展開	コミュニティW e b サイト事業 多世代交流できる地域づくりの推進 多様な協働の環境づくり・大学連携事業 公園管理事業 公園新設事業 公共交通事業者への要望活動 こども・若者が相談しやすい体制の整備



## 基本目標2

## こどもの誕生前から「幼児期」までの支援

施 策	主な取り組み
1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	母子健康手帳の交付 伴走型相談支援 パパママ学級
2 出産に関する支援等	多胎妊婦健康診査費助成 特定不妊治療費助成事業【県事業】 養育医療
3 産前産後及び子育て期を通じた切れ目のない支援	妊婦一般健康診査 妊産婦・妊産婦パートナー歯周疾患検診 産婦健康診査 産後ケア事業 母子栄養食品支給事業 新生児聴覚検査 救急医療体制の確保 予防接種 1か月児健康診査（委託）、3～4か月児健康診査、9～10か月児健康診査（委託）、1歳9か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査 乳児健診保護者健康相談 2か月児相談、離乳食教室、お誕生相談、ミニキッチン 子育てトークの日 ペアレントサポートプログラム「ペアサポ」 のびのび子育て教室 すくすくキッズ ことばの相談 フッ素塗布事業 フッ化物洗口事業 子育て世帯訪問支援事業 こどもや親に関する相談体制の充実 就学時健康診断 学校における定期健康診断 歯科疾患予防事業
4 こどもの成長と遊びの支援	幼児期における教育・保育 幼児期における教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 地域子ども・子育て支援事業 子育てサロンの推進



### 基本目標3

## 一人ひとりの可能性をひらく「学童期・思春期」への支援

施策	主な取り組み
1 学校教育の充実	確かな学力の育成 豊かな心の醸成 健やかな体の育成 安心・安全な学校づくり 家庭・地域との協働 教育環境の整備・充実 教職員の資質・能力の向上
2 居場所づくり	児童館の運営 地域子ども教室 地域スポーツ活動推進事業 子ども会活動の推進 共働き世帯やひとり親世帯等におけるこどもの居場所づくり こどもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等 複合施設を活用したこどもの居場所づくり
3 いじめ防止	いじめ防止対策の強化 心の悩みに対する相談支援体制の充実
4 必要となる知識の情報提供 や教育	租税教育 北陽台高校における選挙講話

### 基本目標4

## 大人へ移行する「青年期」への支援

施策	主な取り組み
1 若者にとって魅力ある 地域づくり	長与町大学による地域活性化事業補助金 県や県内市町と連携した移住支援事業
2 結婚を希望する方への支援	結婚支援事業
3 結婚に伴う新生活への支援	長与町結婚新生活支援補助金
4 悩みや不安を抱える若者や その家族に対する相談体制の 充実	こども若者に関する相談体制の充実

## 基本目標5

## 子育て家庭を支援する仕組みの充実

施 策	主な取り組み
1 子育てや教育に関する 経済的支援	妊婦支援給付金の支給 乳幼児・こども福祉医療費助成制度 児童手当 子育て応援環境整備事業 保育料無償化（同時在園の第2子、第3子以降） 一時預かり利用料補助 ファミリー・サポート・センター利用料補助 病児保育利用料補助 子育て世帯移住支援金 東京圏からの移住支援金
2 地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 一時預かり事業 時間外保育事業（延長保育事業） 病児保育事業 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 妊婦健康診査（再掲） 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て世帯訪問支援事業（再掲） 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 妊婦等包括相談支援事業 産後ケア事業（再掲）
3 家庭教育の推進	家庭教育学級
4 共働き・共育ての推進	両立支援制度の情報提供 両立支援制度の適切な運用への働きかけ 特定事業主行動計画の推進 子育てがしやすい職場環境づくり 就業・再就職の支援 父親の子育て参加の促進
5 ひとり親家庭への支援	児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成制度 一時預かり利用料補助 ファミリー・サポート・センター利用料補助 就学援助制度（再掲） 放課後児童クラブ利用料補助 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金【県事業】 相談支援の強化

# 第4章 施策の展開

基本目標 1

ライフステージを通じた「こどもまんなかまちづくり」

## 1 こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者には、一人ひとりが大切にされ、安心して成長できる権利があります。そのことを地域みんなで理解し、支え合うために、権利に関する普及啓発を進めます。

主な取り組み	
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>こども基本法やこどもの権利に関する条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて、社会全体での共有に向けて、こどもの権利の普及啓発に取り組みます。</li></ul>
人権教室 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"><li>人権擁護委員と連携し、小学校のPTAに対して、こどもの権利やこどもへの話し方に関する人権教室を開催します。</li></ul>

## 2 遊びや体験活動の推進

こどもが安心して過ごすことができ、学びや体験などを通じて心の成長を育むことができるよう、家庭・学校・地域社会等が連携を深め、健全育成に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み	
乳幼児教育事業 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"><li>3～4か月児健診時に、絵本を通して親子の触れ合いの大切さを伝えるため、絵本の読み聞かせとともに絵本を贈呈するブックスタート事業を実施します。</li><li>認可保育所・認定こども園・幼稚園による家庭教育学級の開催を支援します。</li></ul>

主な取り組み	
児童館の運営 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの遊び場・居場所づくりとして内容を充実させ、さらなる来館者の増加を図ります。また、子育て支援センターとしての機能を持たせ、乳幼児のこどもがいる親子の子育て支援を行います。</li> <li>● 大学生や地域の人と連携して、居場所づくりをより推進するよう検討していきます。</li> </ul>
図書館の運営 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報拠点として、資料の収集・整備・保存と迅速な提供、多様な学習機会の提供、情報発信の強化を図ります。</li> <li>● 地域の文化やまちづくりを支援するため、地域に関する資料や郷土資料の収集・整備・保存を行います。</li> <li>● 「ながよ電子図書館」の利用啓発による利用登録者数及び貸出点数の増加に努めます。</li> </ul>
青少年の健全育成 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県が推進している「ココロねっこ運動」と連動させながら、青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成活動を実施します。</li> <li>● 家庭の教育力の向上を目指す「家庭教育10か条」を推進し、小学校・中学校・義務教育学校における家庭教育学級の開催を支援します。</li> <li>● 「ファミリープログラム」を導入した研修会等を充実します。</li> <li>● 地域子ども教室推進事業（土曜学習推進事業）として、地域子ども教室を開催します。</li> <li>● 青少年の体験活動に対し、青少年研修補助金を交付します。</li> </ul>
社会教育の推進 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種講座や活動を提供し、社会教育に関する情報発信の充実を図ります。</li> <li>● 大学や民間と連携した学習機会を提供し、社会教育に触れやすい環境を整えます。</li> </ul>

主な取り組み	
生涯スポーツの推進 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツを通じた心身の健康づくりに向けた取り組みを推進します。</li> <li>● 各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催や、スポーツ団体等の活動支援に取り組みます。</li> <li>● 少子化の中でも、子どもたちが継続してスポーツに親しむことができるように環境整備を推進します。</li> </ul>
ながよグリーン・ツーリズム (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長与町グリーン・ツーリズム推進協議会会員が実施する日帰りの農業・漁業体験を推進し、ホームページでの周知や参加者募集を実施します。</li> </ul>
文化・芸術の振興 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「平和コンサート in ながよ」の一環として、町所有のバイオリン・チェロの貸し出しによるこどものための弦楽器講座や、小学校・中学校・義務教育学校を対象としたアウトリーチコンサートを実施し、音楽に触れる機会を提供します。</li> <li>● 自主事業による文化講演を開催することにより、芸術文化に触れる機会を提供します。</li> </ul>

### 3 食育の推進

毎日の食事は、こどもの元気と笑顔を育てる大切な時間です。家庭や学校、地域が力を合わせて、食の大切さを伝え、子どもたちの健やかな成長を応援します。

主な取り組み	
食の情報交換会 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町の栄養士及び認可保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の栄養士が食育に関する情報交換を行い、食育の取り組みを推進します。</li> </ul>
こども料理教室 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夏休み等に小学生を対象にした料理教室を実施し、健康教育と料理の実践を通して食育の普及に努めます。</li> </ul>
食育月間事業 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館や学校等で食育の周知及び取り組み内容を見える化し、食育への関心を高めます。</li> </ul>

## 4 こども・若者が活躍できる機会づくり

こどもや若者が自分らしく挑戦し、地域で輝ける場を広げていきます。学びや活動を通じて、未来を担う力を育み、地域みんなで応援します。

主な取り組み	
「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」の周知 (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」をホームページ等で周知し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換の啓発を図ります。</li> </ul>
「サステナひろば」夏休み企画の周知 (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）が開催する「サステナひろば」の夏休み企画をホームページ等で周知し、環境学習への参加を促します。</li> </ul>
小学校における廃棄物焼却施設見学 (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クリーンパーク長与の施設見学の申込みがあった小学校に対して、施設見学時にごみのリサイクル及び分別方法について説明を行います。</li> </ul>

## 5 こどもの貧困対策

すべてのこどもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないといったことのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係部署や関係機関が連携して、こどもの成長を見守る仕組みを充実します。

主な取り組み	
就学援助制度 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的理由によって就学困難と認められるこどもの保護者に対し、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費などの就学に必要な援助を行います。</li> <li>● 就学前や在学中の方に向けた文書配布やホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。</li> </ul>

主な取り組み	
<p>共働き世帯やひとり親世帯等におけるこどもの居場所づくり</p> <p>(こども政策課) (生涯学習課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共働き世帯やひとり親世帯、または子育ての孤立化などによって、厳しい状況にある家庭のこどもを対象としたこどもの居場所づくりに努めます。</li> <li>● 「こども食堂」をはじめ、地域及び事業所等によるこどものための活動を全面的に支援します。</li> </ul>
<p>こどものための学習支援事業</p> <p>(こども政策課) (福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもが抱える特有の課題に対応するとともに、こどもたちの居場所を兼ねた学習支援の場について、関係機関と連携して場の確保や利用の案内を行います。</li> <li>● こどもたちの状況に合わせた支援に向けて、関係機関と連携して学習や進路の後押しにつなげていきます。</li> </ul>
<p>親に対する就労支援</p> <p>(こども政策課) (福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭、生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援について、母子・父子自立支援員や就労支援員、ハローワーク等と連携し、きめ細かな自立・就労支援に努めます。</li> </ul>
<p>生活困窮者自立支援事業</p> <p>(こども政策課) (福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮の人に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の案内を行うほか、就労実現を目指す被保護者等に寄り添い型の就労支援を行い、自立を助長します。</li> </ul>



## 6 障害のある子どもへの支援

身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援等のサービスの充実に努めます。

発達障害の子どもを含め、何らかの支援や見守りが必要な子どもは増加傾向にあり、サービス事業者との連携はもとより、認可保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・医療機関・放課後児童クラブなど、さまざまな関係機関と連携を深めながら支援に取り組めます。

主な取り組み	
ひばり学級 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達面に何らかの心配や不安を抱えている未就学児のいる家庭を対象に、発達相談・園への支援・親子療育などを行います。</li> <li>● 巡回支援専門員整備事業において、認可保育所・認定こども園・幼稚園、子育て支援センター等の関係機関との連携強化を図るとともに、関係機関への支援を通して地域の「支援の力」の向上に努めます。</li> </ul>
地域療育等支援事業 (巡回相談)【県事業】 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時津町児童発達支援センターひまわりの園の施設支援を利用し、認可保育所等を訪問し、集団生活の中で発達面に心配のある子どもへの対応について協議します。</li> </ul>
児童発達支援 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。</li> <li>● 就学前児童に対する療育の場は、医療・保健・福祉・教育の分野など多岐にわたるため、各々の機関が果たす役割を共有し、利用者・家族を中心として、関係機関同士がつながる体制づくりを目指します。</li> </ul>
放課後等デイサービス (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある就学児童に対して、学校の放課後や長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</li> <li>● 保護者が休息を取り、リフレッシュできる機会を提供し、子育ての負担を軽減します。</li> </ul>

主な取り組み	
保育所等訪問支援 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所等の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援を行うことが必要と認められた障害のあるこどもについて、集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。</li> <li>● こどもが「集団に合わせる」だけでなく、こどもの特性に応じた環境で、すべてのこどもが共に成長できるインクルーシブな環境を作ることを目指します。</li> </ul>
居宅訪問型児童発達支援 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度の障害や医療的ケアが必要で外出が困難なこどもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。</li> <li>● 医療機関等と連携しながら、安定した生活ができるよう、家族も含めた援助を目指します。</li> </ul>
障害児相談支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児通所サービスを申請した障害のあるこどもについて、障害児支援利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行います。</li> <li>● 利用者のニーズを踏まえた適切な個別支援計画の作成に向けて、相談支援専門員の資質の向上を図ります。</li> </ul>
医療的ケア児等 訪問型レスパイト事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅で医療的ケアが必要なこどもの看護や介護を行う家族の負担軽減を図ります。</li> </ul>
特別児童扶養手当 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のあるこども（20歳未満）を扶養する保護者等に手当を支給します。</li> </ul>
障害児福祉手当 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のあるこども（20歳未満）に手当を支給します。</li> </ul>
育成医療 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体に障害を有するこども（18歳未満）、または治療を行わない場合に将来障害を残すと認められる疾患があって、指定の医療機関で治療を受けることで、確実な治療効果が期待できるこどもに対して医療費を助成します。</li> </ul>
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具購入費の助成 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活に必要な特殊寝台等の日常生活用具購入費の一部を助成します。</li> </ul>

主な取り組み	
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費の助成 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のあるこども（18歳未満）に対し、音声言語能力の向上やコミュニケーション能力の増進を図るため、補聴器等購入費の一部を助成します。</li> </ul>
障害のあるこどもに関する 相談支援 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「こども家庭センター」を中心に、教育・保育施設、学校等の関係機関との連携強化を図りながら、相談・協力体制の充実に努めます。</li> <li>● 個々に合わせた相談対応の充実に努めます。</li> </ul>
特別支援教育就学奨励事業 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学級に在籍するこどもの保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について、その一部を負担します。</li> <li>● 対象となる世帯への文書配布やホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。</li> </ul>

## 7 こどもへの虐待防止

こどもたちの大切な命・育ちを守るため、専門機関及び関係機関と緊密な連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

主な取り組み	
こどもへの虐待の防止及び 対応の充実 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るために、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関による情報交換や支援に関する協議を定期的に行います。また、個別ケース検討会議などを適宜開催し、要保護児童等に対する適切な対応に努めます。</li> <li>● 「要保護児童対策地域協議会」担当職員が研修を受講するとともに、虐待防止専門員や保健師などの専門職を配置し、母子保健、子育て支援、障害児支援等で虐待防止の視点を持って対応していきます。</li> <li>● 地域の関係機関と協力し、支援が必要なこどもや保護者に対する居場所等の支援確保を推進していきます。</li> </ul>

主な取り組み	
<p>子どもへの虐待防止など 子どもの人権に関する 啓発活動の推進 (こども政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般向け「子ども虐待対応マニュアル」、保護者向け「マルチリートメント（不適切な養育）防止パンフレット」を配布するとともに、関係機関への出前講座を実施し、啓発と予防、対応の充実を図ります。</li> <li>● 児童虐待防止月間に広報誌等による啓発を行うとともに、研修会を通して、学習の機会及び町における虐待の実態に関する情報共有を行います。</li> </ul>
<p>子どもに関する相談体制の 充実 (こども政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「こども家庭センター」を中心に、教育・保育施設、学校等の関係機関との連携強化を図りながら、相談・協力体制の充実に努めます。</li> <li>● 個々に合わせた相談対応の充実を図ります。</li> </ul>

## 8 ヤングケアラーへの支援

家庭でのケアを担うヤングケアラー（本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）が、学びや成長の機会を失うことなく安心して暮らせるよう、相談体制や支援制度を充実させ、こどもまんなかの視点から切れ目のない支援を推進します。

主な取り組み	
<p>ヤングケアラーへの理解 (こども政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーに対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築するため、住民や関係機関等への普及啓発に努めます。</li> </ul>
<p>ヤングケアラーの実態把握 (学校教育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校でヤングケアラーの実態調査を行い、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と連携して適切な支援に努めます。</li> </ul>



## 9 こども・若者の自殺対策

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの包括的な支援とともに、自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、こども・若者の自殺対策の強化に取り組みます。

主な取り組み	
学校生活における支援の充実 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもが悩みを一人で抱え込まずに誰かに相談できるよう、各学校へ教育相談員を配置します。</li> <li>● 電話やSNSで相談できる窓口や学校で相談できるスクールカウンセラーの周知を行います。</li> <li>● 特別の教科「道徳」科を中心とした学校教育全体で、いのちの大切さを学ぶ場の提供に努めます。</li> </ul>
相談体制の充実 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 悩みや不安を抱えるこども・若者の孤立を防ぐため、相談窓口の情報提供や相談対応を強化します。</li> </ul>
連携した支援体制づくり (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長与町自殺対策連絡会議を開催し、こども・若者を含めた全世代の自殺対策の取り組みの検討・情報共有・関係機関の連携の強化を行います。</li> </ul>

## 10 こどもの安心・安全の確保

こどもや子育て家庭が暮らしやすくなるよう、交通安全や防犯対策など、子育てを応援したまちづくりを推進します。

主な取り組み	
通学路の安全対策 (地域安全課) (土木管理課) (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的に小学校・中学校・義務教育学校の学校関係者による通学路点検を実施します。</li> <li>● 登下校時の防犯見守りを地域ボランティア等により実施します。</li> <li>● 各学校に通学路の危険箇所点検を依頼し、点検結果をもとに安全な道路環境の整備に努めます。</li> </ul>

主な取り組み	
<b>交通安全の推進</b> (地域安全課) (土木管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察や時津地区交通安全協会等と連携し、認可保育所、認定こども園、小学校、中学校などで、こどもや保護者に対する交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。</li> <li>● 交通指導員や小学校及び義務教育学校のこどもが所属する交通少年団の活動、地域ボランティアとの関わり、交通安全運動期間中の広報・啓発活動を通して、交通安全意識の向上に努めます。</li> <li>● 九州電力等の事業者による施設設置に対して、道路の占用許可を行うなど、安全で快適な自転車等通行空間の創出に努めます。</li> </ul>
<b>防犯に関する意識啓発</b> (地域安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察や時津警察署地区連合防犯協会、自治会・地区コミュニティ組織等と連携し、広報・啓発活動を通して、こどもや保護者に対する防犯意識の向上に努めます。</li> <li>● 子ども110番の家や子ども110番の車制度の推進を図り、こどもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、こどもたちがいつも地域の人に見守られている環境づくりに努めます。</li> </ul>
<b>メディア安全指導員派遣事業</b> (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メディア安全指導員を派遣して、学校や保護者に向けたメディアリテラシーの向上を目的とした講演等を行います。</li> </ul>

## 11 非行防止と自立支援

こども・若者が健全に成長し、社会の一員として自立できるよう、非行防止の取り組みを強化するとともに、生活習慣や社会参加を支える支援を推進します。

主な取り組み	
<b>長崎県更生保護協会補助金・長与町保護司会補助金</b> (福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会を明るくする運動の一環として、中高生による弁論大会を開催します。</li> <li>● 社会を明るくする運動の普及啓発に取り組みます。</li> </ul>

## 12 ジェンダーギャップの解消

性別にかかわらず、こども・若者が等しく尊重され、安心して成長し活躍できる社会を実現するため、ジェンダーギャップの解消に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み	
DV予防教育の実施 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDVなどを未然に防ぐため、専門機関と連携し、全中学校でDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。</li> </ul>
性的マイノリティに関する知識の普及啓発 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌やホームページに性的マイノリティに関する啓発記事を掲載し、周知を行います。</li> </ul>
人権相談 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談があった際に、性的マイノリティに配慮した適切な対応ができるよう、人権擁護委員と連携して相談体制を整えます。</li> </ul>
リコチャレ（理工チャレンジ）の周知活動 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子中高生・女子学生が理工系分野に興味・関心を持ち、性別にとらわれず将来の自分をしっかりイメージして進路を選べるよう、リコチャレ（理工チャレンジ）の周知啓発を行います。</li> </ul>
固定的な性別役割分担意識の解消に向けての意識啓発 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動でのパネル展示などにより、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。</li> </ul>



## 13 こどもを意識したまちづくりの展開

こども・若者が安心して暮らし、のびのびと成長できるまちをつくることは、地域みんなの願いです。遊びや学びの場、安心できる環境を整え、こどもを大切にすまちづくりを進めます。

主な取り組み	
コミュニティWebサイト事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労していたり、子育て中の人でも、多くの人が長与町の情報を気軽に見ることができるよう、結婚から子育てに係る事業の情報を更新・発信します。</li> </ul>
多世代交流できる地域づくりの推進 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「こども食堂」をはじめとし、こどもからお年寄りまで世代を超えた交流の機会をつくり、地域全体でこどもを育てていく意識を高めていきます。</li> </ul>
多様な協働の環境づくり・大学連携事業 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長崎県立大学と長与町が相互の資源を活用して連携し、地域社会の発展や人材の育成に寄与します。</li> </ul>
公園管理事業 (土木管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の憩いや安らぎの場として必要な公園・緑地の適切な維持管理を行い、公園利用者が安全・安心に楽しめる環境づくりに努めます。</li> <li>● 古くなり安全性が下がった遊具・施設等を計画的に更新していきます。</li> <li>● 長与川親水公園の定期的な除草やボランティアによる清掃を行い、こどもが親しめる水辺空間の維持に努めます。</li> </ul>
公園新設事業 (土木管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが利用しやすい公園となるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、こどもや子育て世帯が安心して利用できる設備の設置・整備を進めます。</li> </ul>
公共交通事業者への要望活動 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の公共交通の維持確保に取り組むとともに、地域の住民や事業者など多様な主体と連携した日常の移動を支援する取り組みを検討していきます。</li> <li>● 事業者への要望活動などを通して、誰もが利用しやすい環境整備に努めます。</li> </ul>

主な取り組み	
こども・若者が 相談しやすい体制の整備  (こども政策課) (健康保険課) (総務課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 電話、SNS、インターネットなど、個々の状況に応じ柔軟な対応ができるようにします。</li><li>● 家庭や学校、職場などさまざまな悩みについて相談できる窓口「長崎県子ども・若者総合相談センター」の周知を行います。</li><li>● ゲートキーパー研修など自殺の防止を支援する機関や自殺の危機を気づける人の養成に向け、学びの機会の提供を行います。</li><li>● 広報誌やホームページを活用し、町で開催される人権相談や法務局の人権相談窓口の周知を行います。</li></ul>



## 基本目標 2

# こどもの誕生前から「幼児期」までの支援

## 1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

妊娠・出産に関する正しい知識を広く普及するとともに、安心して相談できる体制を整えることで、すべての妊産婦とその家族が健やかにこどもを迎えられる環境を構築します。

主な取り組み	
母子健康手帳の交付 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊娠・分娩の経過やこどもが就学するまでの健康状態、健診結果、保健指導、予防接種などを記録できるようにします。</li><li>● 専門職による交付を行うことで、妊娠期の不安の軽減や支援に努めます。</li></ul>
伴走型相談支援 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠期から子育て期にわたる保健師等との面談を通して、妊娠・出産・育児の相談や利用できるサービスの紹介等を行います。</li></ul>
パパママ学級 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠・出産・子育てに役立つ情報の提供、仲間との交流により子育ての不安解消を図ります。</li><li>● 参加促進に向けて、参加しやすい曜日、時間帯、回数等を随時検討していきます。</li><li>● 妊娠中に必要な栄養と食事の量について学びを深めます。</li><li>● 妊婦やその家族を対象とした事業を展開し、妊娠期から出産後の育児やサポート体制について学ぶ場を提供することで、子育て不安の解消を図ります。</li></ul>



## 2 出産に関する支援等

出産に関する支援を充実させ、安心してこどもを迎えられる環境を整えることで、妊産婦とその家族の健康と福祉の向上を図ります。

主な取り組み	
多胎妊婦健康診査費助成 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多胎妊婦を対象に妊婦健康診査費用を最大5回分追加助成し、経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>
特定不妊治療費助成事業 【県事業】 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不妊治療に対する経済的な負担軽減を図るため、特定不妊治療費の一部助成を行います。</li> </ul>
養育医療 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院しての治療や養育が必要な乳児に対し、医療費を公費で負担します。</li> </ul>

## 3 産前産後及び子育て期を通じた切れ目のない支援

妊娠期から産後、さらに子育て期に至るまで、切れ目のない支援を提供し、安心してこどもを産み育てられる環境を整備します。

主な取り組み	
妊婦一般健康診査 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦健診14回分を公費負担で実施します。</li> <li>● 妊娠期から出産まで切れ目のない支援を目指し、医療機関との連携に努めます。</li> </ul>
妊産婦・妊産婦パートナー 歯周疾患検診 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠中から母体の歯の健康管理とこどもの成長を支援するため、妊産婦（妊娠中1回、産後1回）及びパートナーに歯周疾患検診の助成を行います。</li> <li>● 関係機関等と連携しながら、受診勧奨に取り組みます。</li> </ul>
産婦健康診査 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関との連携により、産後早期から産後の心身の状況確認、産後うつ予防及び新生児への虐待予防を図ります。</li> </ul>

主な取り組み	
産後ケア事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、休養の機会を提供し、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施します。</li> <li>● 産後のサポート体制の充実を図るため、委託可能な施設数を増やし、対象者が自分のニーズに合った場所を選択できることを目指します。</li> </ul>
母子栄養食品支給事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非課税世帯を対象に、母体の健康を保持増進し、乳児の健全な成長促進を図るため、妊産婦または乳児に対し、栄養食品を支給します。</li> </ul>
新生児聴覚検査 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 聴覚障害児を早期に発見して早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児への聴覚検査を実施します。</li> </ul>
救急医療体制の確保 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長崎市夜間急患センターの運営について、長崎市と協定を締結し、管理運営を行います。</li> <li>● こども医療電話相談「#8000」、救急安心センター「#7119」など、救急相談窓口の周知を行います。</li> </ul>
予防接種 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別接種（B型肝炎、小児用肺炎球菌、五種混合、BCG、MR（麻しん・風しん）、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）、ロタウイルス、RSウイルス、インフルエンザ）を実施します。</li> <li>● おたふくかぜ等の任意接種について、その内容や重要性等を広く周知し、接種率の向上に努めます。</li> </ul>
1か月児健康診査（委託） 3～4か月児健康診査 9～10か月児健康診査（委託） 1歳9か月児健康診査 3歳児健康診査 5歳児健康診査 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康の保持増進を図るため、乳幼児に対し、問診・計測・診察・保健指導等を行います。</li> <li>● 出産から就学前まで切れ目のない健康診査を行うことで、心身の異常の早期発見に努め、相談や保健指導を通して必要な支援につなげます。</li> </ul>
乳児健診保護者健康相談 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3～4か月児健診に来所した保護者を対象に、骨密度測定、血圧測定、健康診査の案内を行います。</li> </ul>

主な取り組み	
2か月児相談 離乳食教室 お誕生相談 ミニキッチン (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職による集団講話や個別相談を通して乳幼児の発育発達に関する正しい知識を提供し、見通しを持った育児を支援します。</li> <li>● 集団を対象とした教育の場に参加が難しい対象者に対して、個別でのフォローを行うなど、対象者のニーズや家庭状況に合わせて支援を行います。</li> </ul>
子育てトークの日 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て相談専門員が子育て支援センターを巡回し、子育ての話をすることで育児不安の軽減を図ります。</li> </ul>
ペアレントサポート プログラム「ペアサポ」 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てに難しさを感じる保護者が、プログラムを通して、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しい子育てをサポートします</li> </ul>
のびのび子育て教室 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小さく生まれたこどもとその親が「いきいき」、「のびのび」と安心して生活できることを目的に、親子遊びや専門職の講話、グループワークを通して、こどもの健全な発達支援及び親の育児不安等の軽減を図ります。</li> </ul>
すくすくキッズ (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神・運動発達が気になるこども及び育児不安やストレス等を抱えた親子を対象としたお遊び教室を実施します。</li> <li>● 切れ目のない発達支援を目指し、多職種及び関係機関との連携強化を図ります。</li> </ul>
ことばの相談 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ことばが遅い、コミュニケーションが取りづらい、発音不明瞭など、ことばについて心配な未就学児に対して、言語聴覚士による相談を行います。</li> </ul>
フッ素塗布事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的なフッ素（フッ化物）塗布の場を設け、歯の健康に対する意識の向上を図るとともに、かかりつけ歯科医と定期検診の必要性を伝えます。</li> <li>● 歯の衛生状態を観察し、歯みがきの実技指導を行います。</li> </ul>

主な取り組み	
フッ化物洗口事業 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校のこどもを対象に、幼少期から効果的なう蝕（虫歯）予防方法であるフッ化物洗口を行います。</li> </ul>
子育て世帯訪問支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て経験者等による育児・家事の援助を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。</li> <li>● 複雑多様化するケースに対応するため、定期的に研修会を開催し、支援者の質の向上を図ります。</li> </ul>
こどもや親に関する相談体制の充実 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「こども家庭センター」を中心に関係機関との連携を図り、子育て家庭への相談の充実を図ります。</li> </ul>
就学時健康診断 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校及び義務教育学校への就学を控えたこどもに対し、健康状況の把握、就学相談を行います。</li> </ul>
学校における定期健康診断 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、必要な治療勧告や保健指導を行います。</li> </ul>
歯科疾患予防事業 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯科保健に対するこども及び保護者の意識の向上を図るため、各学校で取り組んでいる歯科保健の講話やブラッシング指導等の実施支援を行います。</li> </ul>



## 4 こどもの成長と遊びの支援

こどもの健やかな成長を保障するとともに、遊びを通じた発達を支援する体制を整備し、安心して育つ環境を構築します。

主な取り組み	
幼児期における教育・保育 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存施設の定員の調整・見直し及び広域入所等により、受け入れ態勢の整備と確保に努めます。 【詳細は後述】</li> <li>● 保育の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や認可保育所内での自己評価を推進します。</li> <li>● 保育料について、国の動向等を注視しながら、子育て世帯への経済的支援に努めます。</li> </ul>
幼児期における教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育と保育を一体的に提供し、推進体制を確保することで、こどもの健やかな成長と家庭の安心を支える環境を整備します。 【詳細は後述】</li> </ul>
地域子ども・子育て支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の取り組みを進めます。 【詳細は後述】</li> </ul>
子育てサロンの推進 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民や母子保健推進員による、地域で子育て中の親子が参加できる取り組みを推進していきます。</li> </ul>



## 一人ひとりの可能性をひらく「学童期・思春期」への支援

### 1 学校教育の充実

次代を担う子どもたちを健やかに心豊かに育むことは、地域社会の重要な責務であることを踏まえ、学校での学びの充実により、子どもたちが自他の幸せのために、よりよい未来を創りあげる資質や能力を育成します。

主な取り組み	
<p>確かな学力の育成 (学校教育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰一人取り残さず、すべてのこどもに確かな学力を身に付けさせるため、基礎的な学力の定着、主体的・対話的で深い学びの推進に努めます。</li> <li>● 時代の変化に対応するため、英語によるコミュニケーション能力や情報活用能力の育成に努めます。</li> </ul>
<p>豊かな心の醸成 (学校教育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命を大切にする心や他者を思いやる心、自然や美しいものに感動する心などを育み、多様な価値観を尊重しながら、自分らしく生きる力や共に生きる力をすべての教育活動の中で育みます。</li> <li>● こどもの価値観や感性を豊かなものにするため、読書活動の推進に努めます。</li> </ul>
<p>健やかな体の育成 (学校教育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもが運動の楽しさを味わい、体力の向上が図れるよう、学校体育等の充実に努めます。</li> <li>● こどもが自ら健康に関心を持ち、健康的な生活習慣や食に関する正しい知識等を身に付けられるよう、健康教育や食育の推進に努めます。</li> </ul>
<p>安心・安全な学校づくり (学校教育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもが安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止や不登校のこどもの支援、こどもの特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。</li> <li>● 防災・防犯対策、施設の安全点検等に努め、こどもの安全を守る体制を整えます。</li> </ul>

主な取り組み	
家庭・地域との協働 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校・家庭・地域が一体となっでこどもの成長を支える「地域総がかりの教育」を推進するとともに、小中一貫教育、小中連携及び幼保小連携を推進します。</li> <li>● ふるさと教育を推進し、こどもが地域に愛着と誇りを持ち、社会に貢献しようとする態度を育みます。</li> </ul>
教育環境の整備・充実 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT教育の活用促進や環境整備を推進し、こどもにとって快適で学びやすい環境を整えます。</li> <li>● 時代の変化に対応した教育環境づくりを通じて、こどもの学びの質と効率を高めます。</li> </ul>
教職員の資質・能力の向上 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員が専門性を高め、こどもによりよい教育を行うことができるよう、学校における働き方改革を推進し、教職員の資質・能力の向上を図る研修の充実に努めます。</li> </ul>

## 2 居場所づくり

学童期・思春期のこどもが安心して過ごし、仲間や地域とのつながりを育める居場所を整えることは、健やかな成長と社会的自立に向けた基盤です。学校、家庭、地域が連携し、多様な居場所づくりを推進します。

主な取り組み	
児童館の運営 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの遊び場・居場所づくりとして内容を充実させ、さらなる来館者の増加を図ります。また、子育て支援センターとしての機能を持たせ、乳幼児とその保護者の子育て支援を行います。</li> <li>● 大学生や地域の人と連携して、居場所づくりをより推進するよう検討していきます。</li> </ul>
地域子ども教室 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）が夏休み期間中に地域体験等の講座を行います。</li> </ul>

主な取り組み	
<p>地域スポーツ活動推進事業 (生涯学習課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から地域スポーツ活動へ展開した中学校の休日(土日)における運動部活動をはじめ、生徒が継続的にスポーツに親しむことができる環境整備を進めていきます。</li> </ul>
<p>子ども会活動の推進 (生涯学習課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長与町子ども会育成会連絡協議会では、子ども会の親睦を深めるため、研修会やイベントの企画・運営を行います。</li> <li>地区子ども会、地区混合子ども会への加入者の増加に取り組めます。</li> </ul>
<p>共働き世帯やひとり親世帯等におけるこどもの居場所づくり (こども政策課) (生涯学習課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共働き世帯やひとり親世帯、または子育ての孤立化などによって、厳しい状況にある家庭のこどもを対象としたこどもの居場所づくりに努めます。</li> <li>「こども食堂」をはじめ、地域及び事業所等によるこどものための活動を全面的に支援します。</li> </ul>
<p>子どもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等 (こども政策課) (教育総務課) (生涯学習課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館、地域子ども教室、地域スポーツ活動、図書館及び公民館施設におけるコミュニティルームや学習スペースの設置など、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。</li> <li>誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを行うため、こども・若者の声を聴きながら学校施設の利用等を含めた居場所づくりの検討を行います。</li> </ul>
<p>複合施設を活用したこどもの居場所づくり (健康保険課) (こども政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児と保護者が安心して過ごせる「おやこのあそびば」により、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域とのつながりを育みます。</li> <li>図書館や学習スペースを通じて、子どもたちが自主的に学び、創造性を発揮できる環境を提供します。</li> <li>複合施設の特性を活かし、こどもから高齢者まで世代を超えた交流と学び合いの機会を創出するとともに、小中高生の児童生徒が一人でも安心して立ち寄り、滞在できる場を確保します。</li> </ul>

### 3 いじめ防止

こどもが安心して過ごせる毎日のために、いじめをなくす取り組みを進めます。学校や家庭、地域が力を合わせ、こどもたちが互いを大切にできる環境を育てます。

主な取り組み	
いじめ防止対策の強化 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長与町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組みます。</li> </ul>
心の悩みに対する 相談支援体制の充実 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、こどもも本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応します。</li> <li>● 小学校・中学校・義務教育学校に教育相談員を配置し、こどもや保護者に向けた相談体制や支援体制を整備します。</li> <li>● スクールソーシャルワーカーを中心に、各関係機関と連携を図り、こどもを多面的にサポートします。</li> </ul>

### 4 必要となる知識の情報提供や教育

こどもが大人になる準備を安心して進められるように、暮らしの知恵や人との関わり方、社会のルールなどを学べる機会を広げます。学校と協力をしながら、未来への一歩を応援します。

主な取り組み	
租税教育 (税務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校における租税教育の支援を目的として、税に携わる者などが講師となって租税教室を実施し、租税の意義や役割について正しい知識と理解を深めます。</li> </ul>
北陽台高校における選挙講話 (選挙管理委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長崎県選挙管理委員会が作成した資料を用いて、北陽台高校の1年生を対象とした選挙講話を実施します。</li> </ul>

#### 基本目標 4

### 大人へ移行する「青年期」への支援

## 1 若者にとって魅力ある地域づくり

“このまちで育ち、このまちで夢を描きたい” そんな気持ちを若者が持てるように、学びや働き、仲間とのつながりを大切にできる地域づくりを進めます。

主な取り組み	
長与町大学による地域活性化事業補助金 (地域安全課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域との交流、地域活性化に関する活動に対して、事業費の2分の1以内(上限5万円)で補助金を交付します。</li></ul>
県や県内市町と連携した移住支援事業 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 県や県内市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」での移住相談・支援事業を行います。</li><li>● 移住者向けの支援金、住まい探しの支援など、他市町との連携や関連施策の推進などに取り組み、移住・定住の促進を図ります。</li></ul>

## 2 結婚を希望する方への支援

結婚したいと思ったときにその一歩を踏み出せるよう、出会いの場づくりなど、地域みんなで結婚を応援します。

主な取り組み	
結婚支援事業 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 長崎県婚活サポートセンターが運営するお見合いシステムに登録する方に対して、システム登録料を無料とするクーポンを支給して広く出会いの機会を提供し、結婚の促進を図ります。</li><li>● 長崎県婚活サポートセンターや時津町と連携し、広域連携での婚活イベントを実施します。</li></ul>

### 3 結婚に伴う新生活への支援

結婚して新しい暮らしを始めるときに安心して一歩を踏み出せるよう、住まいや生活の支えを整え、新生活を応援します。

主な取り組み	
長与町結婚新生活支援補助金 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新婚世帯に新生活に必要な費用を支援し、結婚促進や少子化対策に寄与するとともに町への定住を図ります。</li> </ul>

### 4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

悩みや不安を抱えたとき、気軽に相談できる場所があることは大きな支えになります。若者やその家族が安心して声を届けられるよう、町と専門機関が力を合わせて相談体制を充実させます。

主な取り組み	
こども若者に関する相談体制の充実 (こども政策課) (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての妊産婦・子育て世帯・こども・若者を対象に、妊産婦やこども等に関する相談全般、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭への対応など、個々の状況に応じた一体的な相談支援を行います。</li> <li>● ひきこもりについての正しい知識と相談窓口の周知を行い、本人の状況にあった適切な対応を行います。</li> </ul>



## 基本目標 5

# 子育て家庭を支援する仕組みの充実

## 1 子育てや教育に関する経済的支援

子育て家庭における生活の安定やこどもの健やかな成長のために、国の制度とともに町独自の取り組みを実施し、経済的負担感の軽減を目指します。

主な取り組み	
妊婦支援給付金の支給 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠届出時等に妊婦支援給付金を支給します。</li></ul>
乳幼児・こども福祉医療費助成制度 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 乳幼児から高校3年生を対象に、医療機関等に支払われた保険診療金額について、その一部を助成します。</li></ul>
児童手当 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、高校生年代(18歳に到達した年度の3月31日まで)までのこどもを養育している人に手当を支給します。</li></ul>
子育て応援環境整備事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 最長で1年間を限度として、ベビー用品の貸し出しを無料で行います。</li></ul>
保育料無償化(同時在園の第2子、第3子以降) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教育・保育給付認定を受けて、認可保育所等の施設を同時に利用する第2子の保育料の無償化を実施します。</li><li>● 同一生計のこどものうち最年長から数えて、第3子以降の保育料の無償化を実施します。</li></ul>
一時預かり利用料補助 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯であって、ひとり親家庭または在宅障害児(者)がいる世帯は、利用料が無料です。ただし、食費は別途自己負担が必要です。</li></ul>

主な取り組み	
ファミリー・サポート・センター利用料補助 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業からの寄付金をもとに無料券を配布し、1回につき2時間の託児料金を助成します(1世帯につき年間5回まで)。</li> <li>● ひとり親世帯や保護者の疾病、多子世帯、多胎児のいる世帯に、1世帯につき年間最大24時間の託児料金を助成します。</li> </ul>
病児保育利用料補助 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯の利用料の助成を行います。</li> </ul>
子育て世帯移住支援金 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長崎県外から長与町へ移住し、就業または創業するなど一定の要件を満たした子育て世帯に対して補助金を交付します。</li> </ul>
東京圏からの移住支援金 (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京圏から長与町へ移住し、就業または創業するなど一定の要件を満たした移住者に対して補助金を交付します(子育て世帯には支援金の上乗せを行います)。</li> </ul>

## 2 地域子ども・子育て支援事業

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の取り組みを進めます。

主な取り組み	
利用者支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て家庭の保護者や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・福祉・医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援とともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。</li> </ul>

主な取り組み	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談等の支援を行う事業です。</li> </ul>
乳児家庭全戸訪問事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。</li> </ul>
養育支援訪問事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問時の状況、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関からの情報提供により、支援が必要な家庭を把握し、ケースに応じて最適な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士等）が家庭訪問し、相談や助言その他必要な援助を行う事業です。</li> </ul>
子育て短期支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2種類があります。</li> </ul>
一時預かり事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般型は、保護者の仕事や傷病等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった認可保育所や認定こども園に入所していない乳幼児について、一時的にこどもを預かり、必要な保育を行う事業です。</li> <li>● 幼稚園型は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施する事業です。</li> </ul>
時間外保育事業 (延長保育事業) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育認定を受けたこどもを対象に、通常の利用日・時間外に、認可保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。</li> </ul>
病児保育事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気の治療・回復期にあるこども（病児）について、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育を行う事業です。</li> </ul>

主な取り組み	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学校児童を対象に、授業の終了後等の安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う事業です。</li> </ul>
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学前児童や小学校児童を対象とした子育て中の保護者(利用会員)、預かり等の援助を行う人(協力会員)による相互活動の連絡・調整を行う事業です。</li> </ul>
妊婦健康診査(再掲) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査の費用を助成する事業です。</li> </ul>
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</li> </ul>
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設の紹介等を行う事業です。</li> </ul>
子育て世帯訪問支援事業 (再掲) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラーを含む)に、世帯を訪問して子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。</li> </ul>
児童育成支援拠点事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期のこどもを対象に、こどもの居場所や生活の場を提供するとともに、こどもや保護者への相談等を行う事業です。</li> </ul>
親子関係形成支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。</li> </ul>

主な取り組み	
妊婦等包括相談支援事業 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。</li> </ul>
産後ケア事業(再掲) (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。</li> </ul>

### 3 家庭教育の推進

こどもにとって一番身近な学びの場は家庭であることを基本に、親子のふれあいや日々の生活を大切にしながら、地域や学校と力を合わせて家庭教育を応援します。

主な取り組み	
家庭教育学級 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可保育所・認定こども園・幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校のPTAに対して、保護者向けの学び合いの場として家庭教育学級を開催するよう依頼し、講師への謝礼を補助します。</li> </ul>



## 4 共働き・子育ての推進

共働き家庭の増加などに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、働きやすい環境づくりを推進します。

また、就業・再就職の支援や父親の子育て参加の促進など、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の実現を目指します。

主な取り組み	
両立支援制度の情報提供 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠届時や出生届時に、仕事と子育ての両立支援に関する情報提供を行います。</li> <li>● 母子健康手帳の「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用をはじめ、医療機関、企業等の関係機関との連携を図り、普及・啓発に取り組みます。</li> </ul>
両立支援制度の適切な運用への働きかけ (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会等に代表される産業団体の協力を得ながら、チラシの配布等の啓発活動を行います。</li> <li>● 広報紙やホームページ等を活用して、住民への啓発を行います。</li> </ul>
特定事業主行動計画の推進 (総務課) (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを推進します。</li> <li>● 町内の事業所に対して、商工会と連携しワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの普及、啓発を図ります。</li> </ul>
子育てがしやすい職場環境づくり (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者や事業主に対して、育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度の広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。</li> <li>● 働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得や労働時間の短縮、働き方の工夫などについて、さまざまな機会を通じて企業や事業主に理解と協力を求めています。</li> </ul>
就業・再就職の支援 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得や労働諸制度に関する講座の開催など、関係機関とともに支援を進めます。</li> </ul>

主な取り組み	
父親の子育て参加の促進 (こども政策課) (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期から乳幼児期の父親の育児参加の意識を高めるため、子育て世帯のニーズを踏まえたイベント等を企画します。</li> <li>● パパママ学級、親育ち講座、家庭教育学級で父親の育児への参加意識を高めます。</li> </ul>

## 5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。

また、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、ひとり親家庭等医療費助成制度や放課後児童クラブ利用料補助などの経済的支援を行います。

主な取り組み	
児童扶養手当 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚等によるひとり親の家庭、父または母が重度障害者の家庭で18歳以下のこども等を扶養する者に対して手当を支給します。</li> <li>● 制度の案内漏れ等がないよう、周知に努めます。</li> </ul>
ひとり親家庭等医療費助成制度 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭、両親のいない家庭、父母の一方が重度の障害の状態にある家庭のこども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）と、その保護者を対象に、医療機関等に支払われた保険診療金額について、その一部を助成します。</li> </ul>
一時預かり利用料補助 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非課税世帯のひとり親家庭は利用料が無料です。ただし、食費は別途自己負担が必要です。</li> </ul>
ファミリー・サポート・センター利用料補助 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1世帯（年度間（4～3月））最大24時間分の利用料を助成します。</li> </ul>

主な取り組み	
就学援助制度（再掲） （学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的理由によって就学困難と認められるこどもの保護者に対し、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費などの就学に必要な援助を行います。</li> <li>● 就学前や在学中の方に向けた文書配布やホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。</li> </ul>
放課後児童クラブ利用料補助 （こども政策課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童扶養手当受給者等に対して、保育料の1/2（1月あたり上限5,000円）を助成します。</li> </ul>
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金【県事業】 （こども政策課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親世帯の経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、併せて扶養しているこどもの福祉増進のために、必要な貸付制度の案内を行います。</li> </ul>
相談支援の強化 （こども政策課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭が抱える多様な課題に対して、関係機関との連携を強化し、総合的・包括的な相談支援体制の構築を図ります。</li> </ul>



# 第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画

## 1 計画期間におけるこどもの人口推計結果

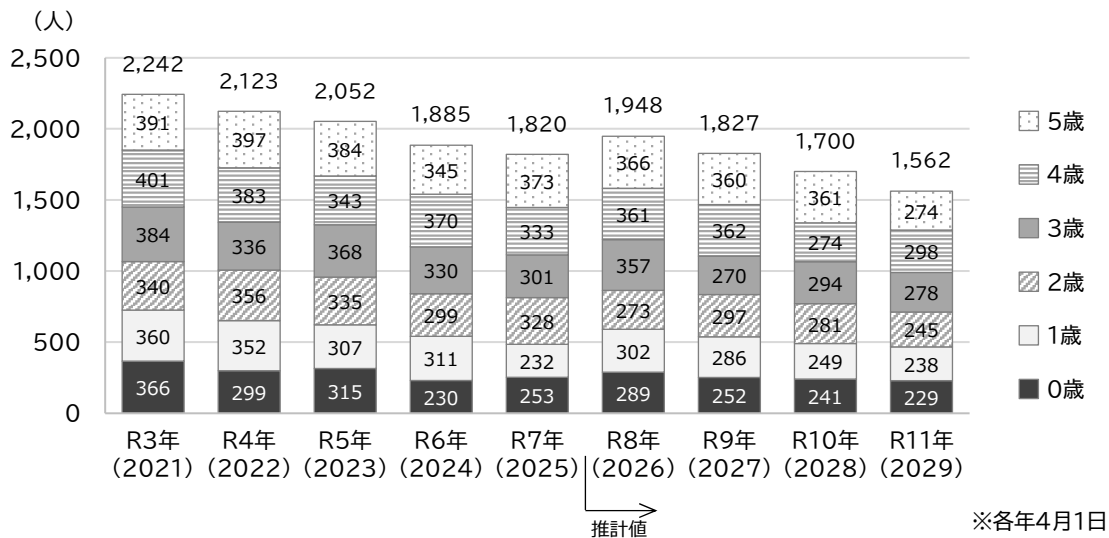
「量の見込み」や「確保方策」の設定に必要なこどもの人口推計（令和6年度に実施）は、直近の住民基本台帳人口や出生率、新たな団地整備による人口増を踏まえて算出しました。

※R2→3年、R3→4年、R4→5年、R5→6年の各歳別変化率の平均値を用いて、コーホート変化率により算出

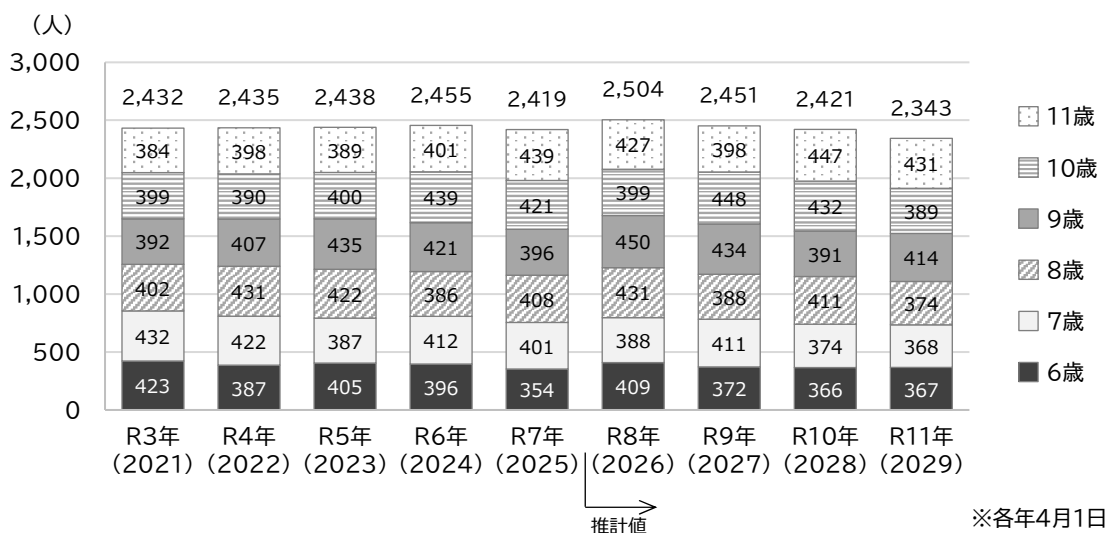
※0歳児の推計は、R3～5年度の平均出生率を求め、R7年度以降の当該女性人口（推計値）に乗じて各年度の人数を算出

※新たな団地整備（R6年度：高田南、R7年度：高田南・丸田）による人口増を加算

### ① 0～5歳人口



### ② 6～11歳人口



## 2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。また、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

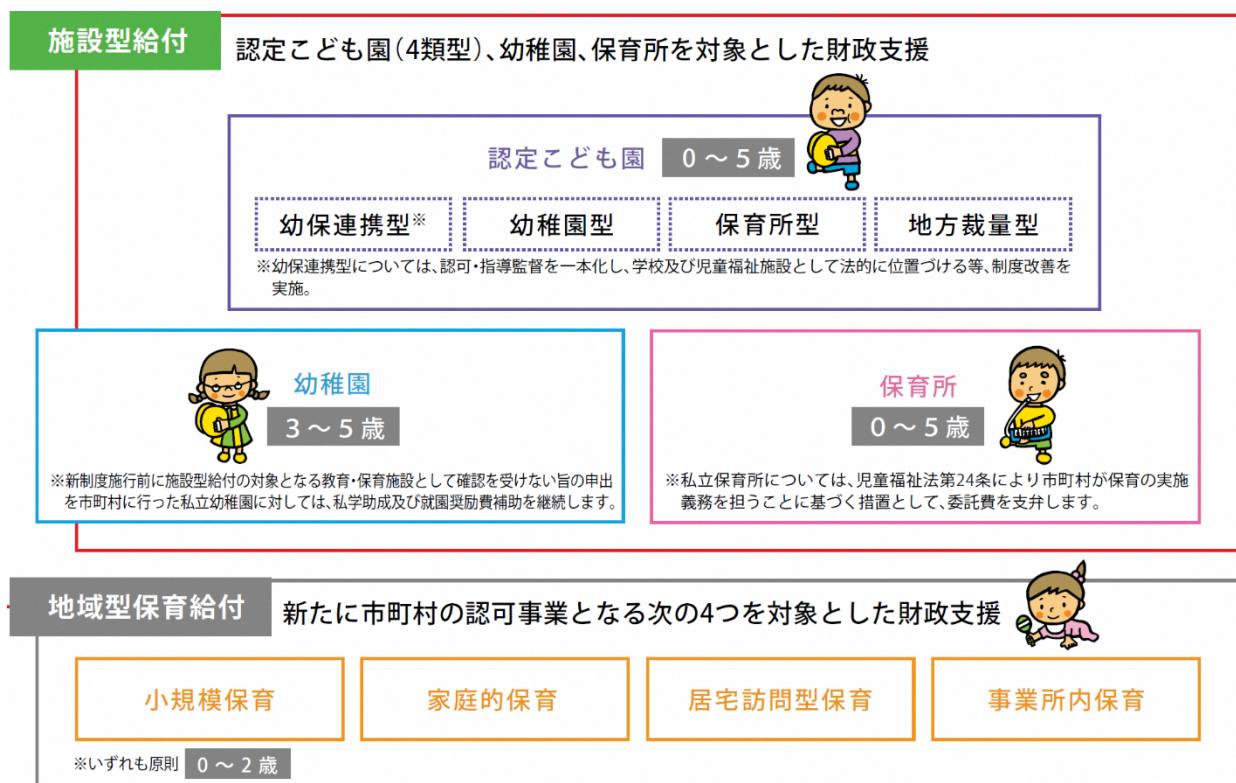
これらを踏まえ、現状の教育・保育提供施設の利用状況や町内の教育・保育提供施設への距離・移動手段を勘案し、本町の教育・保育提供区域は1つとします。

## 3 幼児期における教育・保育

### <事業の概要>

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育や保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・認可保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合、子ども・子育て支援給付の給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



## <教育・保育給付認定と利用可能施設等について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

給付認定は、次の1号から3号の区分で行われます。

給付認定		保育の必要性	主な対象家庭	利用可能施設等
1号	3～5歳	なし	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園（幼稚園部）</li> <li>幼稚園</li> </ul>
2号		あり	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園（保育所部）</li> <li>認可保育所</li> <li>企業主導型保育施設の地域枠</li> </ul>
3号	0～2歳		共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園（保育所部）</li> <li>認可保育所</li> <li>地域型保育事業</li> <li>一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）</li> <li>企業主導型保育施設の地域枠</li> </ul>

※企業主導型保育施設

企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園において保育を必要とする2歳児等を定期的に受け入れる事業

## <地域型保育事業について>

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村の認可事業による地域型保育事業があります。

	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
事業主体	市町村、 民間事業者等	市町村、 民間事業者等	事業主等	市町村、 民間事業者等
保育実施 場所等	保育者の居宅、 その他の場所や施設	保育者の居宅、 その他の場所や施設	事業所の従業員の 子ども＋地域の保 育を必要とする子 ども（地域枠）	保育を必要とする 子どもの居宅
対象年齢	0～5歳	0～2歳	0～2歳	0～2歳
認可定員	6～19人	1～5人	—	—

※小規模保育事業は、令和8年度より満3歳以上限定小規模保育事業として拡大

## (1) 年度ごとの量の見込みと確保の方策

近年、本町の出生数は減少傾向にあります。幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加等により、保育に対する需要は高まっており、認可保育所を利用する子どもの低年齢化が進んでいます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

長与町の方針	
●	既存施設の定員の調整・見直し及び広域入所等により、受け入れ態勢の整備と確保に努めます。
●	保育の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や認可保育所内での自己評価を推進します。
●	保育料について、国の動向等を注視しながら、子育て世帯への経済的支援に努めます。

令和7年度(2025)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		1,015		258	234	311	
量の見込み①		349	645	59	161	217	
確保の方策	施設 教育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②		600	696	141	202	233	
過不足②-①		251	51	82	41	16	

令和 8 年度(2026)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		1,084		289	302	273	
量の見込み①		374	689	69	209	191	
確保の方策	施教 設育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 業	小規模保育事業	—	0	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	22	15	
確保の方策の合計②		600	696	141	209	233	
過不足②-①		226	7	72	0	42	

令和 9 年度(2027)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		992		252	286	297	
量の見込み①		341	630	58	197	208	
確保の方策	施教 設育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 業	小規模保育事業	—	0	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②		600	696	141	202	233	
過不足②-①		259	66	83	5	25	

令和10年度(2028)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		929		241	249	281	
量の見込み①		321	590	56	172	197	
確保の方策	施設 教育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保 育 域 事 業	小規模保育事業	—	0	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②		600	696	141	202	233	
過不足②-①		279	106	85	30	36	

令和11年度(2029)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		850		229	238	245	
量の見込み①		293	540	54	164	172	
確保の方策	施設 教育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保 育 域 事 業	小規模保育事業	—	0	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②		600	696	141	202	233	
過不足②-①		307	156	87	38	61	

## (2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### ① 認定こども園の普及

幼稚園と認可保育所の機能を備えた認定こども園は、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の一体的な提供が可能な施設です。

本町では、共働き世帯の増加により保育ニーズの高まりが見られる2号認定、3号認定への対応や、幼保一元化を推進する観点から、事業者の意向を踏まえた支援を行い、認定こども園の設置を推進していきます。

### ② 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質の向上が不可欠であるため、本町では次のことに取り組みます。

主な取り組み	
幼稚園教諭と保育士の合同研修	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認可保育所、認定こども園、幼稚園、小学校で構成される「幼保小連携推進協議会」の充実に努め、教育・保育の質の向上を目指します。</li><li>● 幼稚園教諭と保育士における情報や課題を共有するとともに、合同研修の開催等に取り組みます。</li></ul>
保育士の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。</li></ul>
特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要するこどもについて、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化します。</li><li>● 支援者の資質向上や保護者支援を充実するため、研修会を開催します。</li></ul>



### ③教育・保育事業相互の連携と幼保小の連携

妊娠・出産から学童期までの一貫した支援を目指すため、本町では次のことに取り組みます。

主な取り組み	
教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業等の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・保育施設は、子ども・子育て支援における地域の中核的な役割を担うことから、地域子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行うものとします。</li> </ul>
認可保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育施設と小学校間において、個人情報に配慮しながら、こども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有を図ります。</li> <li>● 「幼保小連携推進協議会」を活用して、“架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間）”における幼保小の連携を図り、相互理解を深めます。</li> </ul>

### （3）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する際は、施設等利用給付認定の申請が必要です。

保護者が必要な給付を受けることができるよう、広報紙やホームページ等を通じて制度の周知を行い、公平かつ適正な支給の確保に努めます。



## 4 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

令和8年度より、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就園児に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が支援給付として開始されます。

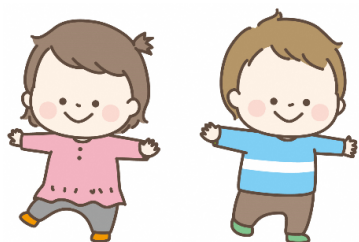
### <第3期計画>

- 利用ニーズを見極めながら、実施体制の確保に努めます。
- 教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

第3期計画における確保の方策

（単位：人）

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
利用者数	量の見込み	0歳	－	10	10	10	10
		1歳	－	2	2	2	2
		2歳	－	2	2	2	2
		計	－	14	14	14	14
	確保量	0歳	－	10	10	10	10
		1歳	－	2	2	2	2
		2歳	－	2	2	2	2
		計	－	14	14	14	14



## 5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

### （1）利用者支援事業

#### ＜本町の現状＞

本町では、平成29年度に役場こども政策課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、従来実施していた母子保健型に基本型を追加して、利用者支援事業の拡充を図ってきました。

子育て世代包括支援センターでは、保健師や保育士等の専門職を配置することにより、より充実したワンストップ総合相談窓口として、個別ニーズの把握や利用者の立場に立った総合的な利用者支援を行っています。

令和6年4月には、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図るため、「こども家庭センター」を設置しています。

第2期計画の実績

（単位：か所）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	0
	こども家庭センター型	－	－	－	－	1

#### ＜第3期計画＞

- 子ども・子育てのワンストップ総合相談窓口として、個別ニーズの把握に努めながら、利用者の立場に立ち、より充実した利用者支援を行います。
- 各関係機関等との連携・調整及びさらなるネットワークの構築に努め、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- 児童福祉法の改正に伴い整備が努力義務となった、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）については、中学校区に1か所の整備に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1

### 【地域子育て相談機関】

第3期計画における確保の方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
地域子育て相談機関	実施か所数	3	3	3	3	3

## (2) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

### <本町の現状>

長与町子育て支援センターおひさまひろば、高田児童館、上長与児童館、長与北児童館、長与南児童館、長与児童館の6か所で地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	6	6	6	6	6
延べ利用回数	14,769	12,259	15,135	22,480	19,738

### <第3期計画>

- 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 各子育て支援機関等と連携することにより、育児相談及び遊びの提供など、多様な子育て支援活動を実施し、子育て親子が集う場として魅力ある場所になるよう努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		6	6	6	6	6
延べ利用回数	量の見込み	21,987	23,657	22,863	21,111	19,495
	確保量	21,987	23,657	22,863	21,111	19,495

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

#### <本町の現状>

町が委嘱した母子保健推進員が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や育児の悩みに対応しています。専門的な支援が必要な場合には、保健師等が訪問し、産後ケア事業や養育支援訪問事業等につなげています。

また、出産直後の母子への心身のケア及び育児サポートを充実させるため、保健師による全戸電話訪問等を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	348	305	316	260	355

#### <第3期計画>

- 今後も訪問事業の充実を図り、産後のサポート体制の充実を図ります。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	280	320	270	260	250
	確保量	310	350	300	290	280



## (4) 養育支援訪問事業

### <本町の現状>

訪問事業により、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的相談や育児・家事等の援助を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防にも寄与しています。

また、児童相談所や西彼福祉事務所、保健所、警察署、医師会、小中学校、認可保育所・認定こども園・幼稚園、人権擁護委員、民生委員児童委員、母子保健推進員及び庁内関係部署の各関係機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議のほか、定期的に支援内容の検討を行う「実務者会議」、個別に検討が必要なケースについての「個別ケース検討会議」を開催しています。

第2期計画の実績(訪問)

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	255	191	122	65	84

※R6年度より育児・家事援助は子育て世帯訪問支援事業に移行、専門職訪問のみ計上

第2期計画の実績(会議)

(単位:回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
要保護児童対策地域協議会 (代表者・実務者)の開催回数	5	5	5	5	5
個別ケース検討会の開催回数	42	19	18	19	14

### <第3期計画>

- 児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

第3期計画における確保の方策(訪問)

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	100	112	95	90	90
	確保量	110	120	100	100	100

第3期計画における確保の方策(会議)

(単位:回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み	要保護児童対策地域協議会(代表者・実務者)の開催回数	5	5	5	5	5
	個別ケース検討会の開催回数	20	20	20	20	20

## (5) 子育て短期支援事業

### <本町の現状>

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)ともに、長崎市3か所「マリア園」、「明星園」、「浦上養育院」、大村市1か所「光と緑の園」に業務委託して実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
契約施設数		4	4	4	4	4
延べ 利用日数	短期入所生活援助事業	15	2	0	25	30
	夜間養護等事業	2	0	1	1	0

### <第3期計画>

- 本事業の周知に努め、利用を促進します。
- 児童虐待の予防に向けて、要保護児童世帯等の利用に対処します。
- 世帯の所得状況等に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
契約施設数		4	5	5	5	5
短期入所生活援助事業の 延べ利用日数	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保量	30	30	30	30	30
夜間養護等事業の 延べ利用日数	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保量	2	2	2	2	2

## (6) 一時預かり事業

### <本町の現状>

3か所の認可保育所で一般型を実施しています。幼稚園型は広域の施設を含め、計8か所で実施しています。

第2期計画の実績(一般型)

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認可保育所	3	3	3	3	3
延べ利用日数	認可保育所	1,444	1,171	966	1,219	1,109

第2期計画の実績(幼稚園型)

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども園	1	2	2	2	2
	幼稚園(移行済み)	1	0	0	0	0
	幼稚園(未移行)	1	1	1	1	1
	広域の施設	4	5	5	5	5
延べ利用日数		11,688	7,534	7,497	6,874	7,318

### <第3期計画>

- 多くのニーズに対応するため、本事業の普及を推進し、保護者の就労、行事参加及び育児疲れ等、保護者の心理的・身体的負担の軽減を図ります。

#### 【一般型】

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認可保育所	3	3	3	3	3
延べ 利用日数	量の見込み	1,139	1,226	1,185	1,094	1,010
	確保量 認可保育所	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

**【幼稚園型】**

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
実施か所数	認定こども園	2	2	2	2	2	
	幼稚園(未移行)	1	1	1	1	1	
	広域の施設	5	5	5	5	5	
延べ 利用日数	量の見込み	6,313	6,743	6,170	5,778	5,287	
	確保量	認定こども園	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		幼稚園(未移行)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		広域の施設	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

**(7) 時間外保育事業 (延長保育事業)**

<本町の現状>

町内すべての認定こども園、認可保育所で実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども園	1	1	2	2	2
	認可保育所	9	9	9	9	9
延べ利用日数	認定こども園	294	671	541	457	628
	認可保育所	37,141	31,815	33,754	31,856	30,076



### <第3期計画>

- 今後もすべての認定こども園、認可保育所で実施します。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
実施か所数	認定こども園	2	2	2	2	2	
	認可保育所	9	9	9	9	9	
延べ 利用日数	量の見込み	31,164	33,393	31,319	29,142	26,776	
	確保量	認定こども園	600	600	600	600	600
		認可保育所	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000

## (8) 病児保育事業

### <本町の現状>

2か所の医療機関で病児対応型の事業を実施しています。(うち1か所は時津町内)

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	病児対応型	1	1	2	2	2
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用日数	0~5歳	189	258	459	717	687
	6~11歳	0	0	0	41	51

### <第3期計画>

- ニーズを見極めながら、子育てと仕事の両立を支援するために、必要な環境整備に努めます。



第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
実施か所数	病児対応型	2	2	2	2	2	
	病後児対応型	0	0	0	0	0	
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0	
	訪問型	0	0	0	0	0	
延べ 利用日数	量の 見込み	0～5歳	772	827	775	721	663
		6～11歳	37	40	37	35	32
	確保量	0～5歳	946	946	946	946	946
		6～11歳	54	54	54	54	54

## (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### <本町の現状>

各小学校区、計11クラブ（法人運営：11クラブ）12支援で実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
支援数		12	12	12	12	12
定員数		513	511	513	505	505
申込者数		551	575	595	615	679
実利用者数	1年生	189	155	148	167	182
	2年生	119	154	155	119	177
	3年生	89	91	135	111	102
	4年生	60	65	65	90	95
	5年生	38	37	53	51	63
	6年生	24	24	24	29	34
	計	519	526	580	567	653

### <第3期計画>

- 放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、住民ニーズを見極めながら、必要な整備を行います。

- 適切な事業の運営体制が整備されるよう、必要な情報を提供します。
- 発達に不安のある子どもや、特別な支援や配慮が必要な子どもの利用が増加傾向にあることから、小学校等関係機関と連携を取りながら対応していきます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
子どもの推計人数(参考)			2,424	2,504	2,451	2,421	2,343
支援数			13	15	15	15	15
実利用者数	量の見込み	1年生	151	198	180	178	180
		2年生	148	163	173	158	156
		3年生	96	113	102	109	99
		4年生	76	100	97	87	93
		5年生	51	55	62	60	54
		6年生	31	33	32	35	34
		計	553	662	646	627	616
	確保量	612	692	692	692	692	

## (10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

### <本町の現状>

会員の登録、援助活動の仲介及び料金の支払い等の運営業務を令和5年4月より長与町が直営で実施しています。町内在住者で小学6年生までの子どもがいる人が利用でき、地域で子育ての助け合い及び子育てのサポートを行っています。

平成31年4月からは、1市2町(長崎市・時津町・長与町)による広域連携中枢都市圏の事業として、相互利用を行っています。

第2期計画の実績

(単位:人/年、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
会員状況	利用会員数	671	682	730	653	694
	協力会員数	230	223	198	158	155
利用状況	実利用者数	630	276	396	599	770
	延べ利用日数	630	276	396	599	770

## ＜第3期計画＞

- 今後も利用会員と協力会員の確保に努めます。
- 利便性の向上に向けて、1市2町による相互利用を促進します。

第3期計画における確保の方策

(単位:人/年、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実利用者数	量の見込み	616	646	621	598	567
	確保量	700	700	700	700	700
延べ利用日数	量の見込み	616	646	621	598	567
	確保量	700	700	700	700	700

**(11) 妊婦健康診査**

## ＜本町の現状＞

国が定める基準に沿って、妊娠初期から出産まで14回の健診があり、妊娠の届出を受けた際に健康診査受診票を交付しています。

令和6年4月より多胎妊婦健康診査費助成を開始し、最大5回分を追加助成しています。

第2期計画の実績

(単位:件/年、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
受診票交付件数	354	336	306	246	283
延べ受診回数	4,412	3,987	4,088	2,925	3,286

## ＜第3期計画＞

- 公費負担による妊婦健診等の実施体制を確保し、こども家庭センターにおいて、適時の受診を促すとともに、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
受診票交付件数	量の見込み	280	320	270	260	250
	確保量	310	350	300	290	280
延べ受診回数	量の見込み	3,920	4,480	3,780	3,640	3,500
	確保量	4,340	4,900	4,200	4,060	3,920

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### <本町の現状>

副食材料費に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の助成を行っています。

第2期計画の実績

(単位:人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
利用者数	教材費等	1	3	3	2	1
	副食材料費	48	47	49	39	31

### <第3期計画>

- 本事業の周知を図ると同時に、今後も引き続き、低所得世帯への支援を継続していきます。

第3期計画における確保の方策

(単位:人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
確保量	利用者数	教材費等	2	2	2	2	2
		副食材料費	40	40	40	40	40

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### <本町の現状>

本町では実施していません。

### <第3期計画>

- 量の見込みを見据えながら、必要に応じて良質な民間事業者の参入を進めます。



## (14) 子育て世帯訪問支援事業

### <本町の現状>

これまで養育支援訪問事業として、虐待予防の観点から育児家事援助を実施していましたが、令和6年4月より新たな事業として対象者を拡充し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭に対して、家事や育児の支援を行っています。

第2期計画の実績

(単位:世帯/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
延べ訪問世帯数	—	—	—	—	3

### <第3期計画>

- 住民ニーズを見極めながら、事業の周知や利用者の負担軽減に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:世帯/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ訪問世帯数	確保量	10	10	10	10	10

## (15) 児童育成支援拠点事業

### <本町の現状>

本町では実施していません。

### <第3期計画>

- 今後はニーズの動向を見ながら、対応を検討します。

## (16) 親子関係形成支援事業

### <本町の現状>

本町では実施していません。

### <第3期計画>

- 現時点において、計画年度での本事業の実施は想定していませんが、各種母子保健事業や子育て支援センター事業等を組み合わせ同様の事業内容を実施していきます。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

### <本町の現状>

令和5年より、すべての妊婦やその配偶者に対して、母子手帳交付時の面談、妊娠8か月時のアンケート、産後の全戸訪問を実施しています。妊娠・出産に対する不安を傾聴し、それぞれの背景や状況に合わせて、今後の見通しを伝えたり、必要な支援につなげることで、安心して妊娠・出産ができるよう努めています。

### <第3期計画>

- 今後も面談や訪問を通して、対象者のニーズを捉え、必要な支援につなげます。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
面談実施 合計回数	量の見込み	妊婦届出数	280	320	270	260	250
		一人あたりの 面談回数	3	3	3	3	3
		合計面談回数	840	960	810	780	750
	確保量		870	990	840	810	780

## (18) 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

### <本町の現状>

出産後1年以内の母子を対象に、ショートステイ（短期入所型）やデイケア（通所型）、アウトリーチ（訪問型）にて休養、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施します。

### <第3期計画>

- 産後も安心して子育てできる支援体制の確保に努めます。
- 住民ニーズを見極めながら、事業の拡充や利用者の負担軽減に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ 利用者数	量の見込み	短期入所型	80	80	80	80	80
		通所型	260	260	260	260	260
		訪問型	—	30	30	30	30
		計	340	370	370	370	370
	確保量		340	370	370	370	370



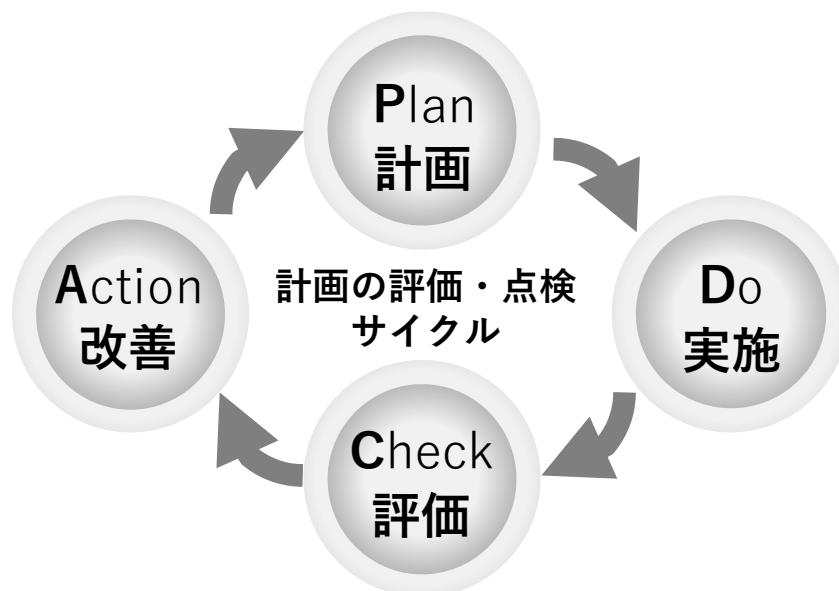
# 第6章 計画の推進

## 1 進行管理・評価

こども・若者、子育て家庭を対象とした施策の実施は、計画の立案（Plan）、実施（Do）することはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築し、点検・評価します。

これらの点検・評価は、長与町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行い、ホームページなどにより広く住民に公表します。

第5章「子ども・子育て支援法に基づく事業計画」に基づく幼児期における教育・保育、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等については、実績とのかい離が大きい場合は見直しを行います。



## 2 推進体制

### (1) 連携体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたります。このため、こども・若者、子育て家庭を対象とした施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

### (2) 住民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細かな取り組みが重要であるため、住民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに毎年度に計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、住民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織された「長与町子ども・子育て会議」で、こども・若者、子育て家庭を対象とした施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、こども・若者、子育て家庭を支援する住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

### (3) 国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心してこどもを産み育てることができ、こどもや若者がいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。

また、住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、さまざまな制度の改革と充実に努めるよう、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

# 資料

## 1 計画策定組織

---

### (1) 長与町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、長与町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事項
- (2) こども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画に関する事項
- (3) 第 2 号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## (2) 長与町子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

	氏名	団体名・役職名等	備考
1	◎山口 朝三	長与町手をつなぐ育成会 会長	こどもの保護者代表
2	高木 めぐみ	小中学生保護者代表	こどもの保護者代表
3	一瀬 竜義	長与町PTA連合会 会長	こどもの保護者代表
4	内田 千鶴	あらいきり児童クラブ 保護者代表	こどもの保護者代表
5	渡部 公介	子育て支援サークルさくらんぼ代表	地域子育て支援サークル代表
6	松尾 郁子	高田保育所 所長	公立保育所代表
7	新留 由紀子	長与保育園 園長	私立保育園代表
8	高津 旨克	フレンド幼稚園 園長	幼稚園・認定こども園代表
9	片岡 智子	長与小学校 校長	小・中学校長会代表
10	松下 一徳	長与町子ども会育成会連絡協議会 会長	子育て支援団体代表
11	太田 香苗	上長与児童館 児童厚生員	児童館児童厚生員代表
12	平田 由紀	あらいきり児童クラブ 支援員	放課後児童クラブ支援員代表
13	下野 典子	長与町母子保健推進員協議会 会長	母子保健推進員協議会代表
14	○林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	主任児童委員代表
15	宮司 裕子	長与町教育委員会 教育次長	長与町教育委員会代表

◎：会長 ○：副会長

(順不同・敬称略)

### (3) 長与町子ども・子育て会議委員名簿（令和7年度）

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

	氏名	団体名・役職名等	備考
1	◎山口 朝三	長与町手をつなぐ育成会 会長	こどもの保護者代表
2	高木 めぐみ	小中学生保護者代表	こどもの保護者代表
3	櫻井 寿	長与町PTA連合会 会長	こどもの保護者代表
4	内田 千鶴	あらいきり児童クラブ 保護者代表	こどもの保護者代表
5	渡部 公介	子育て支援サークルさくらんぼ代表	地域子育て支援サークル代表
6	新留 由紀子	長与保育園 園長	私立保育園代表
7	高津 旨克	フレンド幼稚園 園長	幼稚園・認定こども園代表
8	片岡 智子	長与小学校 校長	小・中学校長会代表
9	松下 一徳	長与町子ども会育成会連絡協議会 会長	子育て支援団体代表
10	平田 由紀	あらいきり児童クラブ 支援員	放課後児童クラブ支援員代表
11	下野 典子	長与町母子保健推進員協議会 会長	母子保健推進員協議会代表
12	○林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	主任児童委員代表
13	松尾 悠斗	西彼保健所地域保健課	保健師代表 (精神保健福祉担当)
14	稲葉 理紗	長崎県立大学シーボルト校学生	こども・若者代表
15	荒木 隆	長与町教育委員会 教育次長	長与町教育委員会代表

◎：会長 ○：副会長

(順不同・敬称略)

## 2 計画の策定経過

### (1) 第3期長与町子ども・子育て支援事業計画の策定（令和2～6年度）

期 日	内 容	備 考
令和2年 11月5日	令和2年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第2期事業計画の点検・評価
令和4年 1月28日	令和3年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第2期事業計画の点検・評価
令和4年 10月28日	令和4年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第2期長与町子ども・子育て支援事業計画中間見直し
令和6年 2月7日	令和5年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第3期事業計画策定アンケート調査票案の検討 ○第3期事業計画策定スケジュールについて
令和6年 3月	長与町の子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施	就学前児童の保護者 全数調査 小学生児童の保護者 全数調査
令和6年 9月26日	令和6年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第3期事業計画策定アンケート調査の結果報告 ○第2期事業計画の進捗状況 ○第3期事業計画骨子案の検討
令和6年 12月20日	令和6年度 第2回 長与町子ども・子育て会議	○第3期事業計画（素案）の検討
令和7年 1月	パブリックコメントの実施	令和7年1月14日～31日
令和7年 2月27日	令和6年度 第3回 長与町子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果報告 ○第3期事業計画（案）について

## (2) 長与町子ども計画の策定（令和7年度）

期 日	内 容	備 考
令和7年 7～8月	長与町子ども計画策定のための 子ども・若者 Web アンケート 調査の実施	小学5～6年生 全数調査 中学生 全数調査 高校生世代 全数調査
令和7年 9月29日	令和7年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○子ども・若者 Web アンケート調査の結果報告 ○子ども計画の策定について
令和7年 9月29～30日	中学生グループインタビューの 実施	町内中学校に通う学生を対象としたまち づくり等に関する意見交換
令和8年 1月20日	令和7年度 第2回 長与町子ども・子育て会議	○子ども計画（素案）の検討
令和8年 1月下旬～ 2月中旬	パブリックコメントの実施	令和8年1月28日～2月13日
令和8年 2月27日	令和7年度 第3回 長与町子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果報告 ○子ども計画（案）について



「長与町の子育て支援(cocosukiながよ)のイメージキャラクター」  
♥ ミーアキヤットの家族 ♥

ミーアキヤットは、親以外の大人も協働して子どものお世話をする動物です。  
長与町はこどもたちを地域のみinnで支え、育てあう町になることを目指しています。

「ココスキ (cocosuki) ながよ」とは、長与町と協定を締結した企業からの  
寄付金をもとに、ファミリーサポートセンターの利用料補助を行う事業です。

## 長与町こども計画

発行日：令和8年3月

発行：長与町

編集：長与町役場 住民福祉部 こども政策課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

TEL 095-883-1111 (代表)

FAX 095-883-2061

ホームページ <https://webtown.nagayo.jp>